

新宮町告示第9号

令和6年第1回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月21日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和6年3月4日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

1 番 江口 正明君	2 番 片岡 誠治君
3 番 温水 眞君	4 番 安武久美子君
5 番 庵原 伸一君	6 番 西 健太郎君
7 番 大牟田直人君	8 番 横大路政之君
9 番 北崎 和博君	10番 牧野真紀子君
11番 上畝地白馬君	12番 松井 和行君

○3月 4日に応招した議員

全員

○3月 5日に応招した議員

全員

○3月 6日に応招した議員

全員

○3月19日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第1回（定例）新 宮 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年3月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月4日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第2号議案 新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第3号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第4号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第5号議案 新宮町財政調整基金条例及び新宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第6号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第7号議案 新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第8号議案 新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第9号議案 新宮町水道条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第10号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第12 第11号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第13 第12号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第14 第13号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第14号議案 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第16 第15号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第17 第16号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第17号議案 令和5年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第19 第18号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計予算について
- 日程第20 第19号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計予算について

日程第21	第20号議案	令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22	第21号議案	令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
日程第23	第22号議案	令和6年度新宮町水道事業会計予算について
日程第24	第23号議案	令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算について
日程第25	第24号議案	令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算について
日程第26	第25号議案	令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について
日程第27	第26号議案	令和6年度新宮町一般会計予算について
日程第28	第27号議案	町道路線の認定について
日程第29	第28号議案	町道路線の変更について
日程第30	第29号議案	権利の放棄について
日程第31	第30号議案	相島辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第32	第31号議案	新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務 の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
日程第33	報告第1号	令和6年度新宮町土地開発公社事業計画について
日程第34	報告第2号	令和6年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
日程第35	報告第3号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第36	報告第4号	令和5年度定期監査の結果について
日程第37	報告第5号	例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期決定について
日程第3	第2号議案 新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第4	第3号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	第4号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	第5号議案 新宮町財政調整基金条例及び新宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7	第6号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8	第7号議案	新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	第8号議案	新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	第9号議案	新宮町水道条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第11	第10号議案	令和5年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
日程第12	第11号議案	令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第13	第12号議案	令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第14	第13号議案	令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
日程第15	第14号議案	令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第16	第15号議案	令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
日程第17	第16号議案	令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について
日程第18	第17号議案	令和5年度新宮町一般会計補正予算について
日程第19	第18号議案	令和6年度新宮町渡船事業特別会計予算について
日程第20	第19号議案	令和6年度新宮町国民健康保険特別会計予算について
日程第21	第20号議案	令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第22	第21号議案	令和6年度新宮町相島診療所事業特別会計予算について
日程第23	第22号議案	令和6年度新宮町水道事業会計予算について
日程第24	第23号議案	令和6年度新宮町公共下水道事業会計予算について
日程第25	第24号議案	令和6年度新宮町簡易水道事業会計予算について
日程第26	第25号議案	令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算について
日程第27	第26号議案	令和6年度新宮町一般会計予算について
日程第28	第27号議案	町道路線の認定について
日程第29	第28号議案	町道路線の変更について
日程第30	第29号議案	権利の放棄について
日程第31	第30号議案	相島辺地に係る総合整備計画の変更について
日程第32	第31号議案	新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
日程第33	報告第1号	令和6年度新宮町土地開発公社事業計画について
日程第34	報告第2号	令和6年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画について
日程第35	報告第3号	新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
日程第36	報告第4号	令和5年度定期監査の結果について
日程第37	報告第5号	例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

1 番	江口 正明君	2 番	片岡 誠治君
3 番	温水 眞君	4 番	安武久美子君
5 番	庵原 伸一君	6 番	西 健太郎君
7 番	大牟田直人君	8 番	横大路政之君
9 番	北崎 和博君	10 番	牧野真紀子君
11 番	上畝地白馬君	12 番	松井 和行君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 和広君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	桐島 光昭君	副町長 ……………	田中 真人君
教育長 ……………	小川 隆弘君		
総務課長 ……………	太田 達也君	地域協働課長 ……………	片山 勇二君
政策経営課長 ……………	井上 美和君	税務課長 ……………	尾田 繁男君
住民課長 ……………	堺 好行君	健康福祉課長 ……………	山口 望美君
子育て支援課長 ……………	高木 昭典君	産業振興課長 ……………	森 真二君
環境課長 ……………	安河内正路君	都市整備課長 ……………	西田 大輔君
上下水道課長 ……………	高橋 忠久君	会計管理者 ……………	末永富士美君
学校教育課長 ……………	森 和也君	社会教育課長 ……………	桐島 聡君
代表監査委員 ……………	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和6年第1回新宮町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ち、本年１月に発生した能登半島地震により、犠牲になられた方々に対し、黙祷をささげ弔意を表したいと思います。

皆様、ご起立をお願いします。黙祷。

お直りください。被害に遭われた皆様に心からお見舞いを申し上げます。１日も早い被害者の皆様の生活再建と被災地の復旧、復興を祈念いたします。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第１．会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、７番、大牟田直人議員、８番、横大路政之議員、事故に備えて９番、北崎和博議員を指名いたします。

日程第２．会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第２、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から３月１９日まで１６日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１９日までの１６日間と決定いたしました。

会期の日程は、別に配付いたしております会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆様、おはようございます。令和６年新宮町議会第１回定例会を招集し、令和６年度の予算案をはじめとする重要案件のご審議をお願いするに当たり、その大要とあわせて、私の町政執行に関する基本的な考えを申し上げ、町議会の皆様及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、昨年の我が国の経済は、コロナ禍を乗り越え改善しつつあります。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが「２類」相当から「５類」へ移行したことなどにより、経済の正常化が大幅に進み、賃上げや価格転嫁が加速いたしました。もっとも、令和５年の実質賃金は前年比マイナス２．５パーセントと発表されており、物価高に賃金上昇が追いついていない状況が続いております。令和６年の実質ＧＤＰ成長率は、プラス１．３パーセントと予想され、緩や

かな回復となるようです。経済正常化による成長と賃上げ率の前年越え、物価上昇圧力の緩和、政府の総合経済対策の効果発現などが経済の下支え、押し上げ要因になると見込まれております。

一方、世界経済に目を転じますと、令和5年は金融引き締めが続く米国経済は想像以上に堅調に推移したものの、ウクライナ侵攻やイスラエルとハマスの紛争が続く中、国際情勢は一段と不安定化して不確実性が高まっております。

令和6年は、世界銀行の発表によりますと、世界経済の成長率は昨年をさらに下回り、3年連続で減速すると報告されております。不透明な国際情勢を背景に、各国間の貿易や投資が細り、景気減速に直面すると予想されているようでございます。

また、国内では、元日に発生いたしました令和6年能登半島地震は、最大震度7を記録する大地震で、周辺海域では大津波警報、本町を含む福岡県日本海沿岸におきましても津波注意報が発令されました。被災された方々及び被災地支援に従事され、飛行機事故で殉職された海上保安庁の職員の方々に対しまして、心からお悔やみとお見舞いを申し上げるものでございます。

発災後、本町におきましても、久山町と共同で能登半島北部に位置します鳳珠郡能登町に、支援物資として飲料水やアルファ化米、ブルーシートなどを現地指定避難所へ直送いたしました。本町では、今回の地震による被害は確認されなかったものの、改めて災害への備えと、より一層災害に強いまちづくりを進めていく必要性を痛感いたしております。

さて、国政におきましては、自由民主党内のいわゆる派閥における政治資金パーティーをめぐる問題は、現職国会議員の逮捕や起訴などの混乱を招き、その後、一部の派閥において解散が決定されるなど、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

また、ポストコロナの状況の中、物価高騰対策といたしまして、低所得世帯への給付や定額減税などが進められております。災害復旧・復興を含め、先送りできない課題に取り組まれるものと思っております。

私が、昨年4月に町長に就任しまして以来、感染症の流行や物価高騰の影響により、日常生活や社会経済活動の回復は思うようには進みませんでしたが、「新宮町を福岡県の至宝に」をスローガンに、各分野の施策に全力で取り組んでまいりました。

なお、国ではデジタル庁発足以来、情報システム標準化をはじめとする自治体デジタルトランスフォーメーションを強力に推進しており、本町におきましても国の企業人材派遣制度を活用し、企業からデジタル人材の派遣を受け、オンライン申請の拡充、マイナンバーカードの活用及びDX人材の育成などを推進するとともに、ICT・IoTを活用した住民サービスの向上に取り組んでおります。

今後も、SDGsが目指す誰一人取り残さない社会の実現に向けて、行政情報の発信などにおいても、先端的な技術の導入につきまして積極的に検討し、地域課題の解決に向けて取り組んで

まいりたいと思っております。

世界的な規模で課題となっている気候変動対策につきましては、本町も令和4年2月1日に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、住民の皆様への啓発や町内の公共施設への再生可能エネルギー導入調査など脱炭素社会の実現に向けて取り組んでおります。

また、本年はコロナ禍前を上回り勢いを増しているインバウンドや人の動きを捉えて、社会経済活動の活性化を図っていく必要があると思っております。国内外からの来訪者におもてなしができ、にぎわいのある新宮町であり続けられるよう取り組んでまいります。

本町の現状に関しましては、本年2月末の人口は3万3,142人で、前年同期と比べまして250人の減となっております。町の将来人口は、下府地区、三代地区の土地区画整理事業などにより、令和22年まで緩やかに人口が増加した後、横ばいが続き、その後、人口減少に転じることを想定いたしております。現在、マンションの建設や住宅団地の開発も進行中でありますので、今しばらく人口推移を注視していきたいと考えております。

令和5年度の町政全般につきましては、新宮ふれあいのが公園周辺の継続的な整備、町道の野〜寺浦線道路改良工事、新宮ふれあいの丘公園グラウンド照明設備設置工事などとともに、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した各種事業も実施いたしました。

第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる東部地域や相島の振興策の推進、交流拠点づくりと地域コミュニティ強化の推進につきましては、地域ごとの実情に応じた地域振興策、趣向を凝らしたイベントがコロナ禍を経て復活してきており、東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」の更なる活用とともに、「竹灯籠祭り」や相島における相島活性化協議会、町及び九電との事業である「Qでんにぎわい創業プロジェクト」などを展開し、にぎわいを取り戻していきたいと考えております。

特産品の活用による地域振興と町の自主財源の確保を目的に行っている返礼品を伴うふるさと納税事業は、年々寄附額を増やしていましたが、昨年10月の総務省改正告示が適用され、令和5年度の寄附額は前年度と比較し、減少する見込みとなっております。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の対応などとともに、これらの事業を進めることができましたことは、町議会の皆様はもとより、町民の皆様のご理解、ご協力の賜物であると改めて感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、新年度におけます主要施策、新規事業、特徴的事業と概要について、第6次総合計画基本構想の7つの分野別の基本目標ごとに分けて説明してまいります。また、事業費の多少にかかわらず、私の考え方や取り組み姿勢についても触れさせていただきたいと思います。

まず、総合計画の第1章から第3章まで、子育て支援や教育、文化、人権、健康、福祉などの分野からでございます。

子育て支援について、特定教育・保育施設等保育料の第2子以降の無償化について、6年度中に実施する予定といたしております。子ども医療費の助成に関しましては、助成額の拡充を実施し、さらに対象者を高校生世代まで拡大することで、子どもの保健の向上を図ってまいります。

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うため、出産・子育て応援給付金事業を着実に実施いたします。あわせて、子育て世代包括支援センター、子ども発達支援センター、こども家庭センターの拠点となるシーオーレ新宮の長寿命化事業に取り組んでまいります。

町立幼稚園につきましては、令和6年度から新宮東幼稚園を新宮幼稚園に統合し、新宮幼稚園と立花幼稚園の2園体制でスタートいたします。新宮東幼稚園の跡地利用につきましては、引き続き検討を行ってまいります。

次に、学校教育につきましては、GIGAスクール構想の進展に伴い、MEXCBT対応のため、学習eポータル・AIDリルの導入を進めます。

学校教育施設・設備につきましては、屋根及び外壁、トイレの改修等を実施してまいりました。厳しい財政状況ではございますが、引き続き長寿命化計画に基づく改修とともに、体育館等への空調設備の導入などを進めていかなければならないと考えております。

また、小中学校においては、確かな学力の定着と子どもたちの抱える様々な悩みに対応するため、引き続き学習面では、各支援員を配置するとともに、心身の健全な発達のため、スクールカウンセラー、心の教室相談員等がきめ細やかに対応するとともに、学校給食費の値上がり分の補助を実施してまいります。

地域振興にも寄与いたします漁村留学につきましては、島外から通学する子どもたちの姿が定着しており、令和6年4月からは小学生12名、中学生9名となっております。また、子どもたちの国際感覚を育てるため、小中学生の海外派遣事業にも取り組んでまいります。

生涯学習・生涯スポーツの推進につきましては、そびあしんぐうの施設・設備の更新とともに、社会体育施設の更新にも取り組んでまいります。

また、町民体育館の改修または建設について検討を進めてまいります。

人権行政の分野では、人を思いやり快適に暮らせるまちづくりを進めるため、また、あらゆる差別に対する啓発や教育を積極的にし推進するため、人権に関する町民意識調査を踏まえ、見直しを行った人権教育・啓発基本指針実施計画に基づき事業を進めてまいります。

町民の健康づくりににつきましては、新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行いたしました。が、今後も新型コロナウイルスを含め、その他の感染症についても引き続き留意してまいります。また、生活習慣病の予防やがんなどの早期発見・治療のため、住民健診の受診勧奨方法等に工夫を凝らし、受診率向上を図るとともに、健康増進計画に基づく各種予防事業を実施いたします。

さらに、プロスポーツチームの協力を得ながら、住民の皆様が健康を維持できる環境づくりに努めてまいります。地域福祉につきましては、コロナ禍を経て活動が再開されつつある地域を支援するとともに、社会福祉協議会、しんぐるっと支え合いのまちづくり推進会議など関係団体と協力し、地域の特性に応じた福祉の充実に努めてまいります。

本町の高齢化率は、県内でも非常に低い状況ではございますが、高齢者人口・高齢化率は着実に増加いたしております。高齢者の保健事業等介護予防等の一体的な実施を進めるとともに、新宮町シルバー人材センターや新宮町シニアクラブ連合会を支援し、高齢者の働く場の創出と生きがいづくり、元気で健康な高齢者づくりを推進してまいります。

あわせて、高齢者移動支援事業を支援、実施するほか、地域おこし協力隊の制度を活用し、相島における看護師の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、総合計画の4章から第6章まで、環境、土地利用や道路・交通、上下水道、防災、産業振興、地域振興などの分野についてでございます。環境の分野につきましては、地球温暖化防止対策として、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現のため、地球温暖化対策実行計画の策定とともに、公用車の更新に際して、電気自動車等の購入を進めてまいります。あわせて家庭・事業所におけるごみの発生抑制、減量、資源の活用などに取り組んでまいります。

また、下府地区・三代地区の土地区画整理事業につきましては、本格的に整備が進んでおります。町といたしましても事業推進のための支援を引き続き行ってまいります。

道路関係では、土地区画整理事業とあわせて、都市計画道路三代的野線の整備につきまして、引き続き検討してまいりますとともに、新宮東中学校通学路、町道上府三代線の整備につきましても、国の交付金を活用し事業を進めてまいります。

また、立花口区のスマートインターチェンジ整備事業につきましても、国の準備段階調査箇所着手に向けて事務を進めてまいります。

自然環境などの保全と活用につきましては、白砂青松の新宮海岸を次世代に引き継ぐため、議員の皆様を含め地域、学校などのご理解とご協力のもと、松林を保全する取組を協働で進めております。楯の松原保全活動を実施した区域は、見違えるようにきれいになっておりますが、少しずつエリアを拡大しながら、継続的な取組が必要と思っておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

また、荒廃森林につきましても、森林環境税、森林環境譲与税を活用した事業を継続し実施してまいります。町営住宅につきましては、長寿命化計画に基づき裏田団地、三代団地の適切な管理・改修を進めてまいります。

なお、旧雲雀ヶ丘団地跡地につきましては、本年2月に公募による売却先が決定しましたことから、今後、新たな戸建て住宅地として整備されるものと考えております。

簡易水道事業・相島漁業集落環境整備事業につきましては、令和6年度から公営企業会計を適用し、経営戦略に基づき、健全経営に向けた取組を行ってまいります。

下水道事業につきましては、引き続き中央処理区域のうち三代地区・原上地区の整備を進めてまいります。また、中央浄化センターの汚水処理池の増池を実施していく予定でございます。

生活環境の改善につきましては、県道537号線沿線の湊坂地区の騒音・振動問題について、住宅騒音防止対策事業として、二重窓の設置に対する補助を実施してまいります。

災害対策につきましては、防災専門官を引き続き配置し、地域防災力強化のため自主防災組織の支援や新たな組織の設立もあわせて、積極的に働きかけを行ってまいりたいと考えております。また、防災行政無線の設備更新を実施してまいります。

防犯対策につきましても、防犯専門官を引き続き配置し、各地域での自主防犯活動団体の設立支援と防犯知識の向上のための啓発に努めてまいります。

農業振興に関しましては、農業後継者の減少、耕作放棄地及び鳥獣被害の増加などが課題となっており、引き続き認定農業者をはじめとした新たな担い手の育成や農業法人の参入支援等が必要と思っております。また、有害鳥獣による農作物被害を防止するため、被害防止柵設置への補助や猟友会と協力した駆除活動を実施してまいります。

商工業の振興につきましては、新宮ブランドの更なる展開を図るため、商工会や新宮町おもてなし協会と連携するとともに、プレミアム付き商品券のデジタル化に取り組んでまいります。

観光につきましては、ポストコロナにおける観光振興事業を再検討するとともに、東部地区観光交流拠点施設「こみんかみかん」の更なる有効活用を図り、観光情報の発信、観光資源の利活用や特産品の開発などの支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、地方創生、地域振興の推進について、地域によっては加速度的な高齢化が懸念され、相島地域や東部地域では人口減少が進んでおり、地域特性に応じた地域振興策が必要になっていると感じております。

相島において、相島活性化協議会等との連携、空き家を活用した移住促進事業などを引き続き行う予定にいたしております。また、相島の海産物の新たな流通拠点についての検討を進めてまいりたいと考えております。

第2期新宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地域の皆様とともに地域活性のための仕組みや実践を進めてまいりましたが、国において抜本的な改訂が行われ、デジタル田園都市国家構想総合戦略となりました。今後は、本町におきましても、この流れに適切に対応し、交流人口や関係人口の増加を目指し、地域資源などを活用した交流を推進してまいりたいと考えております。

最後に、総合計画の第7章、協働のまちづくり、行政運営や情報化などの分野でございます。

高齢化や核家族化などにより、地域におけるコミュニティ活動の担い手不足の状況とともに、コロナ禍においてコミュニティ活動の停滞、つながりの希薄化を感じております。住民の皆様との協働のもとに、これからの地域コミュニティ組織のより良い在り方について検討が必要と考えております。

また、住民参画を推進するためにも、行政懇談会等の機会をとらえ、地域の要望や住民の皆様の声を直接お聞きしてまいりたいと思っております。

ふるさと納税事業につきましては、総務省告示の改正や力を入れる市町村が増える中、令和5年度の寄附額は前年度を下回りそうな状況で推移いたしておりますが、自主財源の確保とともに、産業の振興を目的として始めた返礼品を伴うふるさと納税事業でございますので、寄附額ばかりにとらわれることなく、返礼品を提供する農産品の生産者や特産品の事業者の安定した収入となり得るよう、品質の向上に留意しつつ、新宮町おもてなし協会との連携を図り、総務省告示の改正に則った事業を展開してまいりたいと考えております。

行政組織につきましては、デジタル庁においてDXが進められており、本町においてもデジタル化、ICT技術を活用し、自治体DXを推進してまいります。

また、公式LINEの導入やSNSを活用した行政情報の発信、AIやRPAなどの先進技術を活用した業務の効率化などにより、住民サービスの向上に努めてまいります。

地方分権や権限移譲の進展などにより、町の業務量の増加は続いており、計画的に職員を採用してまいりたいと考えておりますが、国に合わせて令和5年度から定年年齢を段階的に引き上げております。

このことにより、定員の見直しなどが必要となっており、改めて各所属の業務量調査を実施し、検討してまいりたいと考えております。また、突発的に各種の臨時的な給付金事業などを行うため、組織として柔軟な対応が必要になることがございます。その際には、限られた施設と人員において効率的に行政運営を行うための判断をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

庁舎につきましては、今後20年程度使用することを前提に、大規模改修に取り組んでまいりたいと考えております。あわせてDXやカーボンニュートラルが進んだ社会における庁舎の在り方を検討してまいりたいと考えております。

また、令和7年に本町は合併70周年を迎えます。住民の皆様とともに、この節目を祝う記念事業を実施するため、その体制や企画などについて今後検討してまいります。

最後に、令和6年度予算について、国の動向も含め申し述べます。

「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、物価高騰や景気の下振れリスクへの当面の対応を示しつつ、中長期的には新しい資本主義の実現に向けた取組が掲げられております。

本町予算とも関連する国の令和6年度予算は、PDCAやEBPMを導入し、ワイズスペンディングの徹底を行った上で、三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現、少子化対策・子ども政策の抜本強化、官民連携による投資の拡大を含めた新しい資本主義の加速を図るためのものとなっているようでございます。

また、地方財政対策においては、定額減税による減収への対応、子ども・子育て政策の強化にかかる地方財源の確保、給与改定・会計年度任用職員への勤勉手当支給に要する地方財源の確保、物価高への対応、地域脱炭素の一層の推進等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うため、必要となる一般財源総額について、令和5年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされており、前年を上回る6兆7,000億円の計上となっております。

そのような状況を踏まえ策定いたしました令和6年度予算案でございますが、一般会計は予算総額、152億4,392万6,000円で前年度比9.9パーセントの増となっております。公営企業会計を除く4つの特別会計の予算総額は、33億3,733万2,000円で、対前年度比5.3パーセントの増。

水道事業会計は、10億5,818万9,000万円で、対前年度比4.9パーセントの増でございます。

公共下水道事業は、18億1,437万円で、対前年度比13.1パーセントの増となっております。

簡易水道事業会計及び相島漁業集落環境整備事業会計は、令和6年度から企業会計として、それぞれ5,011万9,000円、2,657万1,000円計上いたしております。

令和6年度は第6次総合計画の効率的・効果的な推進、公共施設等の計画的な整備、自治体DXの推進やGXの実現、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の計画的推進、燃料・物価高騰の影響の継続・拡大、子ども施策の充実や高齢化に伴う扶助費等の増により、厳しい財政状況が続くことを想定し、職員一人一人が時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、事業の必要性と効果を検討し、継続分を含め、全ての事業についてコスト削減を図るものとして策定いたしております。

今後の財政運営につきましては、経常収支比率や健全化判断比率、地方債現在高などを注視しながら、第6次総合計画に盛り込まれた施策、事務事業を実行していくため、近い将来に予測されます事務事業を的確に見定め、財政シミュレーションによるチェックを行いながら進めてまいります。

20年後、30年後も変わらず、私たちの子や孫、未来を生きる世代に責任を持った持続可能なまちづくりを実現するための準備として、ポストコロナにおける行政運営に取り組んでまいり所存でございます。

今後とも町議会の皆様、そして町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定・改廃等8件、令和5年度補正予算8件、令和6年度当初予算9件、町道路線の認定等2件、外部規約・協定等の3件の計30議案、諸報告5件となっております。なお、最終日には追加議案を予定いたしております。

よろしくご審議頂きまして、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第2号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第2号議案、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第2号議案、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、新宮町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

今回の改正につきましては、地方自治法第243条の2の改正がなされ、第243条の2から第243条の2の8までとされたことにより、旧法第243条の2、普通地方公共団体の長等の賠償責任の一部免責については、第243条の2の7、旧法第243条の2の2、職員の賠償責任については、第243条の2の8とされたため、条ずれの是正を行うため条例を改正するものでございまして、12月の定例会におきまして同様の趣旨で3つの条例を改正をさせていただきましたけれども、今回、本条例を追加して改正をさせていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。改正の内容につきましては、第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるとし、第2条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改めるとしておるところでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。

2ページに参考資料といたしまして、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この改正の内容がちょっと分からんとですけど、大体どういう改

正の内容か、簡単に説明をしていただければありがたいなと思って、どこのところがどういうふうに変ったかという、ちょっといろいろ調べたが分かりませんので、前がこういうところが新しく、今回こういうところになりましたというようなことで、ちょっと総務省のいろいろ今回調べてみますと、何か一部は削除とか今度、勤勉手当が今度給与条例を改正されるので、そういうことも含めてというふうな書き方とかいうような条文がありますけど、どういうふうに改定なのか、ちょっと分かったら教えてください。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今回の自治法の改正につきましては、公金の私人の取扱いに関係する部分と、今、庵原議員がおっしゃいましたような会計年度任用職員の勤勉手当の支給に関しますようなところとかが地方自治法の中で改正をされておるところで、本条例の改正の要因となった地方自治法の改正につきましては、先に前者で申しました公金の私人の取扱いの関係の改正が行われておるところにつきまして、条が追加されるというような形で、243条の2のところを改正をされて、243条の2から243条の2の8までというふうに改正されたことに対応しまして、今現在、条例の中でうたわれております条がちょっとずれておるところとなっておりますので、この条例を改正をいたして条ずれの是正をさせていただくというのが、この条例改正の趣旨でございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 改正の内容について、ちょっと私が調べてみた1点目は、今言われたように、収納事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定が廃止されたことに伴い、これに基づく各政令上の手続き、監督等の関係規定を削除することが1点ですか。2点目が、先ほど言われたように、今度、地方自治法において会計年度任用職員について勤勉手当を支給するという法令改正がありますので、その分について追加するというような改正の内容というふうに理解しとっていいとですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今回のこの条例の改正につきましては、庵原議員が言われた前半の部分のところとなっておりますけれども、実際には、旧法でいいます第243条の2というものが、第243条の2から第243条の2の8までというふうに改正をされておりまして、ちょっと削除とは別の形のものに対応しての条ずれの是正ということになっておりまして、旧法の243条の2が普通地方公共団体の長等の賠償責任の一部免責ということになっておりまして、この部分が新しい法律では第243条の2の7で、旧法243条の2の2が職員の賠償責任というところで、これが新しい法律では第243条の2の8というふうになったところで、これを条ずれを是正するために、この条例の中で改正をしておるところとなっております。

おります。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第2号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第2号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくお願いします。

日程第4. 第3号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第3号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第3号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、フルタイム会計年度任用職員の給与について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡を図るため、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

今回のこの改正につきましては、地方公務員法第22条の2、第1項第2号に掲げるフルタイム会計年度任用職員について、平成30年の10月18日付けの通知では勤勉手当は支給をしないことというのが基本とされてきておりましたけれども、地方自治法の一部を改正する法律が会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給関係ということで通知を出されたところでございまして、これによりまして、今回、改正法に合わせて支給すべきものというふうになされております。

本町におきましても、この改正法、通知の趣旨等に照らしまして、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和6年6月期の賞与から勤勉手当の支給を実施できるようにするため、条例を改正をしておるところでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、第19条を第20条とし、第18条を第19条とする条の繰下げを行った上で、第17条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改めまして、同条第18条に繰下げをしております。

また、第16条の次に次の1条を加えることとし、新たな第17条とし、記載の勤勉手当の規定を追加するという改正を行っております。

附則とし、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。2ページに参考資料とし、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 確認の意味で質問いたしますけど、今回の予算の中にですね、6年度のフルタイムの方とパートタイムの方の人件費の上昇分というのは予算化されるんですか。それとあと、後でちょっと説明があると思うんですけど、フルタイムの方が何人いらっしゃるって、パートタイムは一応何人いらっしゃるかということの数字の把握はできていますかということです。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。今回、令和6年度の予算につきましては、予算措置をこの条例の改正に合わせたところで計上させていただいております。

フルタイムの会計年度任用職員さんの数としては15名、パートタイムの会計年度さんにつきましては257人という形で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第3号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第3号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第4号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第4号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第4号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由とし、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行され

ることに伴い、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について、国の非常勤職員の取扱いとの均衡を図るため、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

先ほどのフルタイムのものを条例の改正と同様、パートタイム会計年度任用職員に勤勉手当が支給することができるものというふうにされたことに伴いまして、国の非常勤職員との均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和6年6月期の賞与から勤勉手当の支給を実施できるようにするために条例を改正をさせていただくものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、題名に勤勉手当の文言を追加しております。また、第1条中「期末手当」の次に「勤勉手当」を加え、第2条第4項中の「第22号」を「第27号」に改めております。

さらに、第7条の次に次の1条を加えることとしまして、第7条の2といたしまして記載の勤勉手当の規定を追加しております。

最後に、第8条第5項中「期末手当」を「報酬のほか、第7条に規定する期末手当及び前条に規定する勤勉手当」に改めております。

附則といたしまして、第1条で施行期日、この条例は令和6年4月1日から施行すること。第2条で、2ページのほうにまたがっておりますけれども、本条例改正において題名を改正をさせていただいておりますので、新宮町水道事業及び下水道事業企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例、第2条中で引用されております本条例名を改める改正をさせていただいております。3ページ、4ページのほうに参考資料といたしまして、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第4号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第4号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6．第5号議案

○議長（松井 和行君） 日程第6、第5号議案、新宮町財政調整基金条例及び新宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第5号議案、新宮町財政調整基金条例及び新宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。

提案理由といたしまして、新宮町会計管理者の管理する資金について、安全性及び流動性を確保した上で、効率的な資金調達を図るため、新宮町財政調整基金条例及び新宮町ふるさと応援基金条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正につきましては、これまで会計管理者の管理する資金につきましては、安全性及び流動性を確保した上で運用については定期預金のみで実施をしてまいりました。

今後は、国債等の債券による運用も可能となるよう、運用を検討する基金に関する条例において、有価証券の規定がないものについての規定を追加する改正を行うものでございます。

1ページをお願いいたします。改正内容につきましては、第1条で、新宮町財政調整基金条例、第3条に記載のとおり第2項を加えるもの。第2条で、新宮町ふるさと応援基金条例第3条に記載のとおり第2項加えるものとしておるところでございます。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行することとしております。2ページに参考資料といたして、新旧対照表をつけておりますので、ご参照ください。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今度、有価証券をされるということですけど、有価証券について3つぐらいの方法がある中で、今言われた国債ということになると、資本証券ということになりますけど、そのほかに貨幣証券、物財証券とか有価証券はありますけど、町としてはその中で先ほど言われた国債とか、そちらのほうの投資信託、そちらの資本証券を考えてあるかどうかお伺いします。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） お答えいたします。こちらのほう昨年ですね、新宮町の資金管理及び運用基準というのを策定しております。その中で、証券につきましては国債、地方債、そして政府保証債ということでさせていただいております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 基本的には資本証券ということと理解しとってよろしいですかね。その中に、この頃、投資信託もありますけど、そういうふうな投資信託とかいう考え方があるかどうかお伺いします。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） 投資信託については考えておりません。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。これから、資金運用をされる上で、そういうふうな条例の改正が必要だったということなんでしょうけども、具体的にいろいろ今、国債とかいろいろありましたけども、どういうふうな有価証券で、その規模がどれぐらいなのか。そして目標、利回りっていうかね。そういったものがどういうふうなプランで、今想定されているのか、それが分かればお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） また去年、策定したばかりで、最初のほうになりますので、また今後はまた決算のほうも終わっておりませんので、その後、検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。まだ、条例改正前ですからね、あれでしょうけど、一度説明された時はね。要は、その国債とかを購入して、そして、あれ10年とか5年とかいろいろありますよね。それをもうずっとこう持たれるのか。それともね。それとも、いろんな自治体でやられていますよね。

要はもう回転売買ではないけども、利益が残ったときに売ってみたいな形のところもあると思うんですが、今検討されているのは、こういった検討をされているんですか。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） 基準の中でも書いておりますけども、債権につきましては、一応、満期でもちきりにできるような形で考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 始まったばかりですから、ぼちぼちね、慎重にやられないといけないと思うんですが、今後いろんな地方自治体でいろんな運用をやっているの、そこら辺も検討しながら、最初がいいと思うんですが、今後検討して、そういった利回りを少しでも上げれるような形の検討をしていただきたいというふうに思うんですが、そういう検討も今後やっていかないんですかね。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） 議員のおっしゃるように、公金の管理運用というのは、1年で成果を上げて終わりっていうわけではございませんので、今後、継続していきながら持続していくためにも、検討やっていきたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。この件に関しては何回か説明を受けましたが、まず、どのように具体的に手続きを踏まれるのか、よく見えてこないんですね。例えば、公金を移すわけですね。

国債であれ何であれ、そうするとまず手続きとして、どういう手順でその手続きを踏まれるのか、庁舎内決裁がどういう手順で会計責任者として、こういうことで運用したいという上申をするわけでしょうけども、当然ながら、町長決裁まで受けて多分、運用になると思うんですが、どういう手順でそれがなされるのか。その手順書ってというのは、ビジョンとしてできているのかどうか、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、今、質問の中にもありましたけど、利回りをどのように考えて、要は安全に管理するのが目的なのか、利回りが目的なのかによって、多分、相当変わってくるんだろうというふうに思うんですね。だから、その目的をどのように持たれておるのか、まずお聞きしたいと思います。

運用することそのものは、今のこの低金利時代ですから、非常に効率的にうまくやればですね、資金量も多いですから、一定の成果は得られるだろうというふうに思いますが、ただ、いかんせん公金であるということを前提に考えれば、早々軽々にやれることではないだろうというふうに思うんですね。

ですから、その計画がどのようなになるのか、概要説明をまずお尋ねをしたいと思います。以上、2点お願いします。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） どのように決定していくのかということでございますけども、こちらのほうは新宮町の資金管理の運用基準のほう策定しております。その中で、こちらのほうは公金運用会議という協議をいたしまして、その中で検討してまいりたいと思っております。その上で、町長のほうに計画のほう報告して決定をしていくということでございます。

2つ目の安全管理のほうでございますけども、こちらのほうにつきましては、債権については満期まで保有しておれば元本割れするというリスクはございませんので、例えば、災害など突発的な事情によって資金が必要となって、基金が減少した場合にあっても、対応できるような範囲で運用してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。分かりました。

取りあえず、今の段階で考えられるのは、今回のあれでいくと、財政調整基金とふるさと応援基金、この2つの基金を運用すると。そうすると基金の中の何パーセント、どれぐらいの割合を

運用するのかっていうのはまだ見えませんが、少なくとも運用に回した分というのは、満期で国債であれば10年、20年の単位になりますから、その間、資金をねかせるということになるわけですね。ですから、どれぐらいの割合で、その運用に回すのか。ここら辺の資金計画も、いざ実行に移す段階であれば、きちんと報告をいただいて、それで運用にあたるということで、今後計画をしていただきたいということをお願いをしておきたいというふうに思います。

答弁、お願いします。

○議長（松井 和行君） 会計課長。

○会計課長（末永 富士美君） そちら辺につきましては、今後、先ほども申し上げましたけども、運用基準の中におきまして、公金運用会議のほうを開いていきますので、そちらのほうで協議、検討してまいりまして、また報告のほうさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第5号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第7. 第6号議案

○議長（松井 和行君） 日程第7、第6号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） おはようございます。第6号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

新旧対照表で説明いたします。2ページをお願いいたします。

まず、第23条の改正につきましては、端的に申し上げますと、これまで運営規程の概要等、施設に掲示しなければならないものを、インターネットのホームページ等で閲覧できるようにしなければならないというものです。

また、第53条第2項第2号につきましては、3ページをお願いいたします。磁気ディスク等などの各種記録媒体を、デジタル法令用語の電磁的記録媒体に置き換えるものです。

1ページに戻ります。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行します。

ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行いたします。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第6号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第6号議案は原案のとおり可決されました。

日程第8. 第7号議案

○議長（松井 和行君） 日程第8、第7号議案、新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第7号議案、新宮町漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、新宮町漁港管理条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

2ページの新旧対照表でご説明いたします。今回の条例改正は、漁港漁場整備法の題名が漁港及び漁場の整備等に関する法律に変更されたことに伴うもので、新宮町漁港管理条例第1条中の法律の題名を、漁港漁場整備法から漁港及び漁場の整備等に関する法律に改正するものです。

1ページをお願いいたします。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第7号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第7号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

午前10時39分休憩

.....

午前10時50分再開

日程第9. 第8号議案

○議長（松井 和行君） 日程第9、第8号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第8号議案、新宮町公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

提案理由といたしまして、新宮町ふれあいの丘公園第1グラウンドに照明施設が設置されたことにより、有料公園施設使用料の変更を行うため、新宮町公園条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

3ページの新旧対照表でご説明いたします。今回の条例改正は、新宮ふれあいの丘公園第1グラウンドの照明施設が設置されたことに伴い、別表内において、第1グラウンドの昼間の施設使用料と夜間の施設使用料の区分を設けるよう改正するものです。

また、町内者と町外者の施設使用料を明確にするため、使用料の欄を町内者と町外者に区分し、第1グラウンドの施設使用料を新たに定め、それ以外の施設の町外者の施設使用料は、これまで備考において2倍とすると規定していた施設使用料を記載するよう改正を行うものです。

個別の料金の読み上げは省略させていただきますので、詳細につきましては新旧対照表をご覧ください。

4ページをお願いいたします。先ほど説明いたしましたとおり、備考2において、町外者が使用する場合の施設使用料を2倍とするとしておりましたが、別表内で2倍にした施設料金を表示するよう改正したため、その部分を削除しております。

また、町外者が入場料を徴する場合、改正前の別表にある基本料金の4倍とするとしておりましたが、先ほどから説明しておりますとおり、別表内に改正した施設使用料を表示するようにいたしましたので、2倍と改めるものでございます。

そして、新たに備考4として、第1グラウンドの昼間の使用時間と夜間の使用時間を追加しております。2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（８番 北崎 和博君） はい。町内者と町外者の基準というのは、何か線引きがあるんですか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。そちらのほう社会教育のほうの社会体育施設の使用料等々を参考にしておりまして、明確な基準としては設定しております。

町内者というのは、ちょっと今さらで覚えておりませんが、町内の事業所、そして利用者のほうが、すみません、ちょっと失念しております。申し訳ございません。少々お待ちください。

○議長（松井 和行君） 暫時休憩します。

午前10時55分休憩

.....

午前10時56分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。申し訳ございません。お答えいたします。町内者ですけども、町内在住者、町内勤務者、あるいは町内学校と通学者が半数以上の場合は、町内者ということで規定をしております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（８番 北崎 和博君） そしたら、例えば体育協会ちゅうか、スポーツ協会かな。が、申込みをすれば、町内扱いになるというふうに考えとっていいんですかね。要は、何か大会を開くとかね、そういった時に言ったら町外の人が多い場合も多々ありますよね。そういった場合でも、町内料金でいいというふうな解釈でよろしいんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい。お答えいたします。スポーツ協会のほうからの申請があれば、町内料金とか今言われましたように、スポーツ協会所属の団体、例えば陸上部とか野球部とか、そちらのほうから申請があれば、スポーツ協会からの申請ということで町内料金の扱い、減免、確かあったと思います。そちらのほうの対応になっていたと思います。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。社会教育課長。

○社会教育課長（桐島 聡君） はい。ただいまの説明のとおりですね、基本的には杜の宮も同様という考え方でしておりますので、減免の対象、町内料金の対象というのは変わらず行いたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにありますか。質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。第８号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第８号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１０．第９号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１０、第９号議案、新宮町水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第９号議案、新宮町水道条例等の一部を改正する条例の制定についてを説明いたします。

理由としまして、生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、令和６年４月から水道法等による権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、新宮町水道条例等の一部を改正するもので、町議会の議決を求めるものです。

１ページをお願いします。第１条、新宮町水道条例、第４条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの。第２条、新宮町簡易水道条例、第４条中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるもの。第３条、新宮町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第５条第１項第５号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものです。

附則としまして、この条例は令和６年４月１日から施行することとしております。

最後に、参考資料として２ページ、３ページに新旧対照表を付けております。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。西議員。

○議員（６番 西 健太郎君） これ所管の省庁が変わることなんですけど、この資格の登録ってというのは何か内容自体が変わるわけじゃないんですよね。新たになるとか、そういうわけではないですね。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。内容等は変わりございません。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第９号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第９号議案は原案どおり可決されました。

日程第 11. 第 10 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 11、第 10 号議案、令和 5 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第 10 号議案、令和 5 年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 346 万円を減額し、歳入歳出それぞれ 1 億 3,479 万 3,000 円とするものでございます。債務負担行為を第 2 条で設定するものでございます。

まず債務負担行為について説明いたします。4 ページをお願いいたします。

渡船の整備を 4 月実施に向け、3 月中に契約手続きを行うため設定するものでございます。

歳出について説明いたします。10、11 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目事務費、8 節旅費、特別旅費についてですが、旅客船協会総会研修会に都合により欠席したため減額するものでございます。

1 1 節役務費、電子マネー決済手数料は、見込みより渡船利用者が増えたことにより増額するものでございます。

1 款 2 項 1 目事業費、8 節旅費についてですが、特別旅費、普通旅費につきましては、4 月、10 月実施の渡船の整備、検査におきまして、福岡市内の事業所にて実施し不要となったことなどにより減額するものでございます。

1 1 節役務費、船体保険料につきましては、見積りによります契約での執行残を減額いたします。

1 3 節使用料及び賃借料、代船傭船料につきましては、4 月の船艇清掃時に 8 日間の予定を 4 日間、10 月の検査時に 17 日間の予定を 12 日間傭船しましたので、9 日間分減額するものでございます。

2 6 節公課費、消費税及び地方消費税納税額につきましては、3 月消費税中間申告の見込額により減額をいたします。

歳入について説明いたします。8、9 ページをお願いいたします。1 款 1 項 1 目事業収入、1 節渡船料金と 2 節定期料金につきましては、渡船利用者の増により一般券 4 万 4,000 人分を増額するものでございます。

全体的に実績を見込み、増額するものでございます。3 款 1 項 1 目渡船事業県補助金につきましては、令和 3 年 10 月から令和 4 年 9 月の事業期間の欠損に対する補助金の確定による増額で

ございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、収支調整、5 款 1 項 1 目繰越金は、前年度決算額により増額するものでございます。説明は、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 歳入の国庫補助金が、えらい増えていますけど、当初 2 2 0 万円ぐらいやったのが 9 6 0 万円ということですけど、当初予算、見込みされた時、大体ある程度、国庫補助というのは見込みが立つと思いますけど、この大きく増えた原因は何ですかね。

説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。

歳入の 3 款 1 項 1 目県の補助金の件だと思いますけども、これにつきましては、県費の補助金につきましては、例年 3 0 0 万円程度で計上しておりまして、県の補助金、予算額によって基本的には決定するものでございます。

例年、大体 3 0 0 万円程度で計上しておるんですけども、近年、多少県のほうの予算も結構つきがよくなっておりまして、今回この金額となっております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 当初 3 0 0 万円ぐらい予定っていうことは、例年やったら大体、県費は大体 3 0 0 万円ぐらいきとったっていうことですか。いや、私は 9 6 0 万円ぐらい増えている内容は、どういう内容が増えたかなということをお尋ねしております。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。予算に比べたら結構大きくなっておりまして、近年の県費補助金ですけども、令和 2 年度が 8 7 0 万円程度、その後、令和 3 年度、4 年度と 1, 2 0 0 万円程度ということで補助金がついております。

県費補助金につきましては、欠損額に対して国の補助金が決まります。その残りの基本はその 2 分の 1 ということになりますけども、そこは県の予算額の範囲内ということになっております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5 番 庵原 伸一君） 欠損額ということですけど、当初、担当課としては 3 0 0 万円ぐらい見込んだわけでしょうけど、最終的には、その期間で県のほうに申請して、内容等が確定するわけですけど、その内容等の 9 6 0 万円も当初からしたら、どういう内容が増えてきたのかなというのをちょっとお尋ねしとるわけですけど、いわゆる赤字が増えてきたのか、何かいろんな内容等について、県のほうとしては積算された結果、1, 2 0 0 万円になったというふうなこと

でしょうけど、担当課としては増えた900万円は、どういう内容が増えたんですかってお尋ねします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。予算につきましては、例年300万円程度で計上しておりますので、その金額ということにしております。増えた要因ということでございますけども、この欠損額につきましては、全体的な欠損ということになりまして、どこの要因が増えて県の補助金が増えたというものではなくて、欠損額に対して県のほうの補助金がこの額になったというところでございます。以上でございます。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第10号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第10号議案は原案のとおり可決されました。

日程第12. 第11号議案

○議長（松井 和行君） 日程第12、第11号議案令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第11号議案、令和5年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,452万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,153万円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。12、13ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、1款1項1目3節職員手当等において異動等による増額、また同じく、4節共済費では共済掛金の率の変更等による減額を行っております。

続きまして、2款保険給付費及び3款国民健康保険事業費納付金におきましては、財源内訳の変更を行いましたため、財源更正を行っております。

次の14ページ、15ページをお願いいたします。6款1項3目22節償還金利子及び割引料におきましては、令和4年度の普通交付金及び特別交付金の返還額が確定しましたので、予算を増額補正するものでございます。

なお、16ページ、17ページには、この補正予算に関わります給与費明細をお付けしております。

続いて、歳入のご説明をいたします。ページ戻りまして8ページ、9ページでございます。歳入予算、3款1項1目災害臨時特例補助金、同じく3目出産育児一時金臨時補助金、4款1項1目保険給付費等交付金、5款1項1目1節保険基盤安定繰入金、同じく5節末就学児均等割保険料負担金繰入金、同じく7節産前産後保険料負担金繰入金、これらに関しましては、今年度の額が確定したことによる補正でございます。

次の10、11ページをお願いいたします。6款繰越金におきましては、前年度からの繰越金を確定させるための増額補正となっております。7款雑収入におきましては、退職分の国保事業費納付金返還金につきましては、4年度分の額が確定した納付金の返納を受けるため、差額を増額補正しております。

ページ戻りまして8、9ページをお願いいたします。収支調整といたしまして、5款1項1目6節その他一般会計繰入金を2,325万8,000円減額するものになっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第11号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第11号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第12号議案

○議長（松井 和行君） 日程第13、第12号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（堺 好行君） はい。第12号議案、令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4億2,726万2,000円とする。

今回の補正予算につきましては、歳入予算のみの増減となります。

4ページ、5ページをお願いいたします。3款1項1目1節保険基盤安定繰入金につきましては、本年度の保険基盤安定負担金の額が確定したため、こちら136万7,000円の減額を行

い、また4款1項1目1節繰越金にて、前年度からの繰越金を全額収入するため、予算を183万1,000円増額するものとなっております。

この補正予算の収支調整といたしまして、3款1項1目2節の一般会計繰入金金を46万4,000円減額するものとなっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第12号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第12号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第13号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第13号議案、令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第13号議案、令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,387万円とするものでございます。

内容を説明させていただきます。10、11ページをお願いいたします。まず、歳出のほうから説明をいたします。1款1項1目一般管理費、12節委託料、代診医師業務委託料20万円の減額につきましては、渡船の欠航などによる減額になっております。

続きまして、歳入の説明をいたします。8、9ページをお願いいたします。1款1項1目総務使用料、1節診療報酬につきましては、受診者が僅かに減ったことなどにより、当初予測を下回り、115万5,000円の減額、2節診療報酬外使用料につきましては、ワクチン接種が見込みより多かったことなどによる76万円の増額となっております。

4款繰越金は、額確定によるもので、3款繰入金で収支調整をさせていただいております。

説明は以上になります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第13号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第14号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第14号議案、令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第14号議案、令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ7,071万1,000円とするものです。

4、5ページをお願いします。歳入ですが、先に5款1項1目1節繰越金は、額確定に伴い、208万6,000円を増額し、4款1項1目1節一般会計繰入金208万6,000円を減じて調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第14号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第14号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第15号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第15号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第15号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和5年度公共下水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入において、第1款下水道事業収益、補正予算額262万1,000円を減額し、合計の9億4,387万7,000円とするものです。

支出において、第1款下水道事業費用、補正予算額565万円を増額し、合計の9億4,809万円とするものです。

資本的収入及び支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かっこ書き中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億8,226万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,208万4,000円、過年度損益勘定留保資金1億898万9,000円、当年度損益勘定留保資金1億4,118万8,000円で補填するもの」に改めるものです。

収入において、第1款資本的収入、補正予算額8,814万3,000円を減額し、合計の3億5,174万5,000円とするものです。

支出においては、第1款資本的支出、補正予算額3,000万円を減額し、合計の6億3,400万6,000円とするものです。

2ページをお願いします。企業債、第4条、予算第6条に定めた企業債の予定額について、事業費の額確定により、3,960万円を減額し、2億360万円とするものです。

6、7ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出を先に説明します。1款1項3目中央処理区管理費、委託料は、浄化センター維持管理業務委託料が汚泥搬出量の増に伴い、289万9,000円の増。活性炭詰替・分析業務委託料が活性炭のほうが保持されていることが確認されたため、今年度での詰め替えが不要となったことによる430万1,000円の減となっています。

同じく使用料は、玄界環境組合じん芥処理場使用料も、し渣汚泥量の増により400万5,000円の増です。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息128万3,000円は、額確定に伴い減です。3目消費税及び地方消費税は、令和5年度の工事費等に係る支払消費税より収入に係る預かり消費税が多くなる見込みのため、433万円の増です。

次に、収入の説明をします。1款1項3目負担金の他会計負担金は、雨水処理負担金の決算見込みに伴い、71万2,000円の減。同じく、4目の国庫補助金は、防災・安全交付金の額確定に伴い、48万9,000円の減です。1款2項2目補助金の他会計補助金は、一般会計からの補助金の決算見込みにより42万円の減。同じく、3目消費税及び地方消費税還付金は、先ほど支出で説明しましたが、消費税が還付でなく納付見込みになることに伴い、100万円の減です。

8、9ページをお願いします。資本的収入及び支出、支出を先に説明いたします。資本的支出、1款1項5目処理場建設改良費の委託料は、中央浄化センター増設に伴い、設計業務の額確定に

に伴い3,000万円の減です。

次に、収入について説明いたします。1款1項1目企業債は、事業費の額確定に伴い、3,960万円の減。同じく、3項1目国庫補助金は、社会資本整備総合交付金及び防災安全交付金の額確定に伴い、4,854万3,000円の減です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第15号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第15号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第16号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第16号議案、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第16号議案、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,433万1,000円とするものです。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正、漁業集落排水施設整備事業債の限度額を70万円減額し、350万円とするものです。

歳出について説明いたします。10、11ページをお願いします。1款1項1目14節工事請負費は、早急に対応が必要なため、相島第2中継ポンプ場汚水ポンプ改修工事及び相島浄化センター曝気ブロー等改修工事で、450万円の増です。

次に、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いします。先に、3款1項1目1節繰越金は、額確定に伴い、302万4,000円の増。5款企業債は、先ほどの4ページで説明をしております。

戻りまして、2款1項1目1節一般会計繰入金は、217万6,000円の増で収支調整をしております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） はい。工事請負費のところですね。４５０万円計上されて、もう１回ちょっと何を工事するのか。それと、これ緊急性を要するということなんですけども、どういうふうな状況なんでしょうかね、現状は。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。１つが、相島第２中継ポンプ場汚水ポンプ改修工事ということで、こちらオーバーホールを伴います。もう１つは、浄化センター内の曝気ブローア等改修工事です。２つともちょっと異音がしまして、ちょっと緊急を要するとか、止まってしまったら島内の逆流等を伴う可能性がありますので、今回緊急的にあげさせていただいております。本当なら当初予算とか、そこら辺、６月補正に間に合えばいいんですけど、ちょっと緊急性を伴いますので、今回計上させていただいております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） はい。何かあったらいけないのでいいとは思いますが、これ年度内に完了するんですか。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。こちらにつきましては、ちょっと今もう入札をかける期間がないので、ちょっと随契という形で年度内に解決する予定にしております。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（９番 北崎 和博君） それほど緊急性を伴うということなんでしょうかね。私は、公会計になるので駆け込み計上かなと思ったんですけど、そうではないんですね。緊急を要する、もう１回。

○議長（松井 和行君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい、そのとおりでございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第１６号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第１６号議案は原案のとおり可決されました。

日程第１８．第１７号議案

○議長（松井 和行君） 日程第１８、第１７号議案、令和５年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第17号議案、令和5年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,493万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億1,879万2,000円とするものでございます。

第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正につきましては、6ページ、7ページになります。

6ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正は、追加としまして6事業を計上しています。2款1項文書管理システム導入委託料につきましては、令和5年度に文書管理システムの導入を実施しておりますが、新たにメール收受機能を追加するため繰り越すものです。

次の定額減税補足給付金給付事業から3款2項保育所等における性被害防止対策に係る施設等支援事業費補助金までの4事業につきましては、国や県の補助事業に伴い、本補正予算に計上し、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。

8款4項三代土地地区画整理事業負担金は、三代・的野線整備に係る国権補助に伴う町の負担金で、年度内の完了が見込めないため繰り越すものです。

また、変更としまして2事業を計上しています。2款3項システム改修委託料は、戸籍の附票システムにおいても、記載事項に氏名の振り仮名及び旧氏を追加する必要が出ましたが、年度内のシステム改修が見込めないため、本補正予算に計上し繰り越すもので、8款4項社会資本整備事業は、的野・寺浦線道路改良事業において、年度内の完了が見込めないため繰り越すもので、記載のとおり事業費の変更を行うものです。

第3表、債務負担行為補正は追加としまして5項目を計上しています。妊婦一般健康診査委託料からフィルタリングソフトライセンス購入費までの3項目は、令和6年度開始とともに事業が執行できるよう、今年度中に契約等の事務を行う必要があるため計上するもので、次の2項目、粕屋北部消防組合及び玄界環境組合が令和5年度に発行した地方債の償還に係る経費についての債務負担を行うものです。事項、期間、限度額につきましては、記載のとおりでございます。

7ページをお願いします。第4表、地方債補正は、変更としまして13事業を計上しています。起債の目的、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりで、それぞれの事業費が確定したことによる限度額の変更でございます。

それでは、これから歳出予算の説明をいたしますが、款を追いながらの説明の前に、今回の補正予算の人件費に関わるものの説明をいたします。

職員の時間外勤務手当の増、居住状況の変更に伴う住宅手当などの増減、会計年度任用職員の

給料、報酬、手当の減、また、それに伴う共済組合負担金や社会保険料等の減を行っています。

今回の補正につきましては、実績等に伴う増減、入札等による執行残の減額などが多くあり、特定財源につきましても、歳出の増減に伴うもの、国県支出金の交付決定などにより、歳出の増減を伴わない財源更正等もございますので、主だったもの、増額補正を中心に説明させていただきます。

また、ふるさと応援基金につきましては、事業の執行状況を見込み充当額の補正を行っていますが、補正後の充当一覧を配布いたしておりますので、説明を省略させていただきます。

30、31ページをお願いします。1款1項1目議会費は、議員研修や改選に伴う消耗品費等の事業費の確定等により減額しております。2款1項1目一般管理費、10節消耗品費は、用紙代等の値上がりにより不足する見込みとなったため増額するものです。

12節職員健康診断委託料及びストレスチェック実施委託料は、事業費の確定により減額、ふるさと納税事業委託料は、令和6年度への追い送り想定額の見直しに伴い増額、ワンストップ特例申請書受付業務委託料は、受付件数の増に伴い増額するものです。

18節職員研修負担金は、事業費の確定により減額しております。2目広報広聴費は、入札及び事業費の見込みにより減額するものです。5目財産管理費は、入札等による執行残を減額するもので、特定財源としまして、22款1項1目1節電動車導入事業債を減額し、21款5項3目1節クリーンエネルギー自動車導入促進補助金を充当しております。

32、33ページをお願いします。6目企画費は、事業費の確定による執行残を減額しております。7目電算管理費は、入札及び事業費の確定等により減額しております。8目交通安全対策費は、事業費の確定等により減額しております。10目国土国土調査費は、事業費の確定等により減額するもので、特定財源としまして、15款2項1目2節社会資本整備総合交付金を減額し充当するものです。11目まちづくり事業費及び13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、事業費の確定等により減額するものです。

34、35ページをお願いします。14目諸費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源としまして、16款2項1目諸費補助金を充当するものです。15目定額減税補足給付金給付事業費につきましては、繰越明許費補正でも計上しておりますが、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の一環で実施される「定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付事業」を実施するために計上するもので、新たに目を設けております。

12節システム改修委託料は、定額減税に伴うシステム改修のため予算措置するもので、特定財源としまして、15款2項1目4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、157万3,000円を充当するものです。

2項2目賦課徴収費は、事業費の確定により減額するものです。3項1目戸籍住民基本台帳費、

8節特別旅費は、事業費の確定により減額するもの、11節コンビニ交付手数料は、コンビニ交付の利用者が増えたため増額するもの、12節システム改修委託料は、繰越明許費補正でも説明しました戸籍附票システム改修のため増額するもの、マイナンバーカード交付促進事業委託料及び戸籍システム機器保守委託料、また次のページの13節住基ネットワークシステム機器リース料は、事業費等の確定のため減額するものです。

特定財源としまして、15款2項1目1節社会保障・税番号制度システム整備費補助金、15款3項1目1節中長期在留者住居地届出等事務委託金及び16款3項1目3節人口動態調査交付金を充当するものです。

4項4目町長町議会議員選挙費は、事業費の確定により減額しております。

38、39ページをお願いします。6項1目監査委員費は、事業費の確定等により減額するものです。3款1項1目10節から18節までは、繰越明許費補正にも計上しておりますが、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置の一環で実施される低所得世帯支援事業のうち、令和5年住民税均等割のみ課税世帯への給付及び令和5年非課税世帯、均等割のみ課税世帯のうち、子育て世帯への子育て加算給付を行うための事業費を計上するものです。

10節需用費は、事業に係る用紙やトナーなどの消耗品費や封筒等の印刷製本費、11節役務費は、振込通知等の郵便料金や給付金振込の手数料、12節はシステムの改修委託料、18節低所得世帯支援給付金は、均等割課税世帯1世帯当たり10万円の給付金を対象世帯480世帯と見込み、子ども加算給付金を対象児童600人と見込み計上しております。特定財源としまして、15款2項1目4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、8,039万1,000円を充当するものです。

27節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので減額して計上しております。特定財源としまして、15款1項2目1節及び16款1項2目1節社会福祉総務費負担金を減額し充当するものです。

2目福祉センター管理費は、事業費の見込みにより減額しております。特定財源としまして、21款5項3目1節福祉センター電気電話料金を減額し、14款1項2目1節福祉センター使用料を充当するものです。

4目老人福祉費につきましては、次のページにかかりますが、18節福祉事業者支援助成金は、対象期間を延長するため増額するもの、その他の項目につきましては、入札及び事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、15款2項2目2節社会資本整備総合交付金、16款2項2目2節高齢者社会活動推進等事業費補助金及び22款1項2目1節老人福祉施設整備事業債を減額し、21款5項3目1節地域支援事業交付金及び包括的支援事業交付金を充当するものです。

5目人権・同和対策費は、事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、16款2項8目3節人権・同和問題啓発事業費補助金のうち、18万円及び3項2目2節人権啓発活動委託金を減額し充当するものです。

6目重度障害者医療対策費、19節重度障害者医療費は、これまでの実績が多く、予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源としまして、16款2項2目3節重度障害者医療費補助金を充当しております。

7目障害者福祉費、12節在宅重症心身障害者通所事業委託料は、事業費の確定により減額するもの、12節自立支援給付費等審査支払事務委託料、19節の自立支援給付費及び障害児自立支援給付費は、これまでの実績により予算の不足が見込まれるため増額するもの、18節福祉事業者支援助成金は、対象期間を延長するため増額するものです。特定財源としまして、15款2項2目3節及び16款2項2目4節の障害者福祉費補助金を減額し、15款1項2目2節及び16款1項2目2節障害児施設措置費負担金を充当するものです。

8目介護保険事業費は、連合からの通知に基づき減額しております。

42、43ページをお願いします。9目後期高齢者医療対策費、27節後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので減額して計上しており、特定財源の16款1項2目3節後期高齢者医療保険基盤安定負担金を県からの通知に基づき減額し充当しています。2項1目児童福祉総務費、18節障害児保育事業補助金は、これまでの実績により予算の不足が見込まれるため増額するもの、届出保育施設等運営費補助金は、実績等により減額するもの、また、繰越明許費、補正でも計上しておりますが、特定教育保育施設等物価高騰対策費補助金は対象期間を延長するため増額するもの、保育所等における性被害防止対策に係る施設等支援事業費補助金は、保育所等に対する新たな国の補助事業に対応するため予算計上するものです。特定財源としまして、15款2項2目4節、保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金及び16款2項2目5節児童福祉総務費補助金を充当するものです。

3目児童福祉施設費及び4目シーオーレ新宮管理費は、事業費の確定等により減額するものです。5目子ども医療対策費及び6目ひとり親家庭医療対策費は、これまでの実績により予算の不足が見込まれるため増額するもので、特定財源としまして、5目に16款2項2目8節子ども医療費補助金を、6目に9節ひとり親家庭等医療費補助金を充当するものです。

7目子育て世帯生活支援特別給付事業費は、次のページにかかりますが、事業費の確定等により減額するもので、特定財源としまして、15款2項2目5節子育て世帯生活支援特別給付事業費補助金を減額し充当するものです。

4款1項1目保健衛生総務費、27節相島診療所事業特別会計繰出金及び簡易水道事業特別会計繰出金は、それぞれ一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので減額し計上しています。特定

財源としまして、２２款１項３目１節簡易水道施設整備事業債を減額し充当しています。２目予防費、１２節システム改修等委託料は、健康管理システムを改修する必要があるため増額するもので、その他の項目は、事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、１５款１項３目３節新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金及び２項３目１節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、１６款２項３目２節健康増進事業費補助金を減額し、同節の風しん予防接種助成費補助金を新たに充当するものです。

３目母子衛生費は、次のページにかかりますが、事業費の確定等により減額するものです。特定財源としまして、１５款２項３目２節及び１６款２項３目３節出産・子育て応援交付金を減額し充当するものです。

５目環境総務費、１２節環境施設再生可能エネルギー導入調査委託料は、入札により減額するものです。特定財源としまして、１６款２項５目４節荒廃森林整備事業交付金のうち、１万１,０００円及び２１款５項３目１節二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を減額して充当するものです。

６目環境衛生費、１８節火葬場使用料補助金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。特定財源は、１５款２項４目２節海岸漂着物地域対策事業費補助金のうち、９１万円を減額、１６款２項５目４節荒廃森林整備事業交付金のうち、４万３,０００円を減額し充当するものです。

２項２目塵芥処理費は、入札により減額するものです。３目し尿処理費、１２節し尿処理委託料及び運搬委託料は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するもので、１８節浄化槽設置整備事業補助金は、事業費の確定により減額するものです。特定財源としまして、１５款２項３目３節循環型社会形成推進交付金及び１６款２項３目５節浄化槽設置整備事業補助金を減額し充当するものです。

６款１項２目農業総務費及び４目農地費は、事業費の確定等により減額しております。４目の特定財源は、１６款２項５目３節農地費補助金を減額し充当するものです。

４８、４９ページをお願いします。２項１目林業総務費は、事業費の確定により減額するもので、特定財源としまして、１６款２項５目４節荒廃森林整備事業交付金のうち３４万８,０００円及び１９款１項４目１節森林環境譲与税基金繰入金を減額し充当するものです。

３項１目水産業総務費、２７節相島漁業集落環境整備事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものです。２目水産業振興費は、事業費の確定等により減額するもので、特定財源としまして、１６款２項５目５節離島漁業再生支援交付金及び２２款１項４目漁業施設整備事業債を減額し充当しております。

３目漁港管理費は、１５款２項４目２節海岸漂着物地域対策事業費補助金の額の確定により財

源更正をしております。7款1項2目商工業振興費及び3目観光費は、事業費の確定により減額するもので、2目の特定財源としまして、16款2項8目3節人権・同和問題啓発事業費補助金のうち9,000円を充当するものです。

50、51ページをお願いします。8款2項1目道路維持費は、入札及び事業費の見込みにより減額するものです。2目道路新設改良費は、事業費等の確定により減額するもので、15款2項5目1節道路新設改良費補助金及び22款1項5目1節道路新設改良事業債を減額し充当しております。

4目駐輪場施設管理費は、特定財源の14款1項6目2節駐輪場使用料が増加する見込みであるため、福岡市への駐輪場使用料負担金を増額するものです。3項2目河川新設改良費は、22款1項5目2節河川新設改良事業債の額が確定しましたので、財源更正をするものです。

52、53ページをお願いします。4項1目都市計画総務費から、5目都市再生整備事業費につきましては、入札や事業費等の確定により減額しております。1目の特定財源としまして、15款2項5目2節集約都市形成支援事業費補助金を減額し充当、2目の特定財源としまして、22款1項5目3節公園整備事業債を減額し、13款1項2目2節公園管理負担金を充当、3目の特定財源としまして、14款1項6目4節公園施設等使用料を充当、4目の特定財源としまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金のうち800万円を減額、22款1項5目4節社会資本整備事業債を減額し充当しています。

5項1目公共下水道費、18節公共下水道事業負担金は、公共下水道の雨水処理経費に係る繰り出し基準に基づいた一般会計から公共下水道事業会計への負担金を減額計上するものでございます。

54、55ページをお願いします。6項1目住宅管理費の特定財源としまして、15款2項5目3節社会資本整備総合交付金を増額し充当しております。

9款1項2目非常備消防費は、事業費の確定等により減額しております。

10款1項教育総務費、1目教育委員会費から次のページの3目心身障害児対策費は、事業費の確定等により減額するものです。2目の特定財源としまして、16款2項8目5節スクールソーシャルワーカー配置事業補助金を充当しております。

2項1目小学校総務費から次のページにかかります各小学校管理費につきましては、入札や事業費の確定等により減額するもので、各小学校教育振興費の10節消耗品費は、6年度に使用する教師用の教科書を購入するため増額するものです。2目、6目及び8目の特定財源としまして、22款1項7目1節小学校施設整備事業債をそれぞれ減額し充当するものです。

3項1目中学校総務費、19節要保護及び準要保護生徒扶助費は、事業費の確定等により減額するものです。2目新宮中学校管理費、7節報償費は、事業費の確定等により減額するもの、1

0 節消耗品費及び 1 7 節学校管理用備品購入費は、6 年度に特別支援学級が 1 クラス増える見込みが出たため増額するものです。

4 目新宮中学校相島分校管理費は、2 2 款 1 項 7 目 2 節新宮中学校相島分校施設整備事業債の額が確定したため、財源更正をしております。

6 目新宮中学校管理費、1 1 節運搬料は、新宮東幼稚園のピアノ 3 台を新宮東中学校まで運搬するため運搬等に係る費用を計上しております。

6 0、6 1 ページをお願いします。4 項 1 目全日制高等学校管理費、1 8 節古賀高等学校組合負担金は、新型コロナウイルス感染症対策に係る負担金を計上するものです。

5 項 3 目新宮幼稚園費、1 4 節施設整備工事費は、事業費の確定等により減額するものです。
6 項 1 目社会教育総務費、1 8 節全国大会等参加助成金は、これまでの実績から予算が不足する見込みとなったため増額するものです。

2 目青少年育成費は、1 6 款 2 項 8 目 2 節地域活動指導員設置事業補助金の確定により、財源更正をするものです。

3 目公民館事業費、1 8 節公民館活動補助金は、事業費の確定により減額するものです。

5 目人権・同和教育総務費は、1 6 款 2 項 8 目 3 節人権・同和教育問題啓発事業費補助金の額の確定により財源更正をしております。

6 2、6 3 ページをお願いします。6 目文化財保護費、1 0 節修繕料は、横大路家住宅の加圧ポンプが故障したため増額するもので、その他の項目は、事業費の確定等により減額しております。特定財源としまして、2 1 款 4 項 1 目 1 節埋蔵文化財発掘調査受託事業収入を減額し充当するものです。

7 目図書館費から 1 0 目そびあしんぐう管理費は、入札及び事業費の確定等により減額しております。7 目の特定財源としまして、1 6 款 2 項 8 目 4 節図書館費補助金を充当するもの、9 目の特定財源としまして、1 5 款 2 項 7 目 5 節情報通信技術講習事業費補助金を充当し、2 1 款 5 項 3 目 1 節生涯学習講座材料代を減額し充当するもの、1 0 目の特定財源としまして、2 2 款 1 項 1 目 1 節電動車導入事業債のうち 1 0 万円を減額し充当しております。7 項 2 目体育大会費及び 3 目体育施設費は、入札や事業費の確定等により減額しております。

6 4、6 5 ページをお願いします。1 2 款 1 項 1 目元金及び 2 目利子は、借入額及び利率の確定により減額するものです。

1 3 款 1 項 1 目 2 7 節渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すもので減額し計上しております。2 項 1 目 2 3 節福岡地区水道企業団出資金は、出資金の額の確定により減額するもので、特定財源としまして、2 2 款 1 項 8 目 1 節福岡地区水道企業団一般会計出資債を減額し充当しています。

3 項 1 目 2 4 節減債基金積立金は、令和 5 年度の普通交付税の再算定に伴い、臨時財政対策債償還基金費が創設され交付されたが、令和 6 年度、7 年度の普通交付税から今回の算定額が控除されることとなったことから、その財源にするため、臨時財政対策債償還基金費の算定額を積み立てるものです。

次に、歳入について説明いたします。歳出時に特定財源として説明いたしましたものは省かせていただき、主なものを説明させていただきます。

1 2、1 3 ページをお願いいたします。1 1 款 1 項 1 目 1 節普通交付税は、再算定により追加交付されることとなったため増額するものです。

2 2、2 3 ページをお願いします。1 7 款 1 項 1 目 1 節財産貸付収入は、貸付面積が増えたため増額するものです。1 8 款 1 項寄附金は、企業版ふるさと寄附金の額が確定したため計上し、企業が希望する事業へ充当する必要があるため、2 目は 9 款 1 項 4 目防災費、3 目は 2 款 1 項 7 目電算管理費、4 目は 7 款 1 項 3 目観光費にそれぞれ充当するものです。

2 4、2 5 ページをお願いします。1 9 款 1 項 2 目 1 節財政調整基金繰入金で財源調整をしております。2 1 款 3 項 1 目 1 節住宅新築資金等貸付金元金収入は、収入額の見込みにより減額するものです。

5 項 3 目 1 節バナー広告掲載料は、令和 5 年度に掲載要領等の見直しを行っており、収入の見込みがないため減額するものです。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） ここで 1 3 時 1 0 分まで休憩いたします。

午後 12 時 06 分休憩

.....

午後 1 時 10 分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中、1 7 号議案に関して、令和 5 年度新宮町一般会計補正予算について、政策経営課長から説明を受けましたが、これについて今から質疑を許可いたします。温水議員。

○議員（3 番 温水 眞君） はい。それでは、3 1 ページなんですけど、ふるさと寄附金の件についてちょっとお伺いいたします。

これ、ずっと今までの補正予算と本予算から、累計で金額を足しますとですね、年間計で委託率が 5 3. 8 になっているんですね。それで、ワンストップ特例申請とか公金システムとか、あとポータルサイトも含めると、6 4. 9 5 という率になるんです。下期というか、総務省の通達がありましたので、1 0 月以降 3 月末までの部分は、率の変更というのがあっているわけなんですけど、それで細かい数字を言ってもあれですけど、事業委託料と寄附金を換算すると 5 3. 7

0というパーセントになっています。もろもろ足してですね、換算率の合計で64.87と半期分がですね、という数字になるんですけども、この数字でいくと4億7,500万円ぐらいの町の収入が減るような計算になっているんですけども、私が補正予算とこの辺のことが十分理解していないからかも分かりませんが、要は、もうちょっと下がるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。細かい数字の部分のご説明がちょっとなかったので、ちょっと的確なお答えになるかどうか若干不安ではあるんですが、まず今回の補正予算のふるさと納税事業の委託料の増額補正、予算計上の部分を中心にちょっとお話をさせていただきますと、令和4年度の寄附の状況が例年どおりの月別の推移をしておりました。

12月にひと月で20億円を超える寄附を頂くというような月別の推移をたどってきておりまして、その関係で、令和4年度の令和5年の3月31日までに返礼品を送るところが、その年度のふるさと納税事業委託料の支払いという形になるんですけども、非常に12月に寄附が集中しておりました関係で、年度内に返礼品を送付できていないものというので、最長5か月ぐらいを要した返礼品等もございます。

その関係で、令和4年度にいただいた寄附のうちに、令和5年度に委託料を支払いするという形のところが約4億円ほど発生をした形となっております。

温水議員言われましたように、令和5年の10月からという形で、総務省の告示が改正され、それに沿った形で新宮町のほうも運営をさせていただいておるわけなんですけれども、その中で、委託料の見直しを行いまして54パーセントから39パーセントというような形と変更をさせていただいております。

令和5年度の寄附の月別の推移という形になりますと、10月の総務省改正の告示という情報が出てからの影響なのか、9月に非常に大きな額の寄附をいただいております。12月の寄附が、その影響もありまして、12月が本来1番多い寄附という形になる状況なんですけれども、令和5年度から言いますと、令和5年の12月につきましては、寄附額としましては13億ぐらいの寄附という形になりました。

その関係で、9月に非常に大きな寄附をいただきましたので、まだ令和6年の3月までには、返礼品を発送する期間が十分ございましたので、今年度の寄附、今年度にご寄附につきましては、かなりの割合で年度内に返礼品の発送ができるというような形となりますので、令和5年度から令和6年度に追い送る、3月31日までに返礼品を発送ができない、完了しないものが非常に少なくなるというところの見込みが立った関係で、今回、前年度からの4億円、次の年に送る額というのを勘案しまして、今回2億円の委託料が不足する形になるという想定の中で、

今回、補正予算を組ませていただいたという状況となります。

その中で、温水議員がおっしゃったその4億円というような数字が、どこがどう影響してそういう形になったのかっていうのは、少し分からない形にはなるんですが、私お答えになっているかどうかあれなんです、そういう状況というふうに理解しております。以上です。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 突然の質問なんで、細かい数字のことを言ってもなかなかあれですけど、時間が経っても結構ですので、計数で紙か何かで分かる範囲の中で教えていただければ、よろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。4点ほどあるんですけども、まず42、43ページなんですけど、以前、説明を受けているかもしれないですけど、ちょっと教えてください。

保育所等における性被害防止対策に係る施設等支援事業費補助金、これ内容ですね、どんな内容なのか教えてください。

次ですね、学童保育所指定管理者加配管理委託料が460万円減額になっていますけど、これも説明ちょっと聞き逃しかもしれないですけど、これは本来、必要な人が見つからなかったのか、ただ単に予算が少なくて済んだのかというのを教えてください。

それと、同じような内容なんですけど、54、55ページのICT支援業務委託料、これも264万円減額になっていますけど、これも本当はもっと来て欲しかったけどできなかったのか、それとも必要な分をこなして、これだけ減額になったのかというところですね。もう1点ですね、同じような内容で35ページの部活動支援指導員謝礼のところですね、これも同じような内容で教えてください。以上です。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） はい。まず、42、43ページの保育所における性被害防止対策に係る施設等支援事業の補助金についてお答えいたします。

これについては、子どもがトイレに行ったりして、トイレをしている後ろから姿が見えとか、そういうことがありますので、そういったことを防止しようという趣旨のものが主になっておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。まず、学童保育所の加配の分の減額ですけども、こちらは、加配に必要なお子さんの日数が少なかったのもので、実際に加配の必要な先生の配置がなかったということでの減額になっています。

2番目のICT支援員ですけども、すみません、こちらは当初予算計上時に、もともと債務

負担行為で組んでいた額をそのまま計上していたんですけれども、入札の結果、減額になっておりましたので、その分の差額になっております。

最後に、部活動指導員の補助につきましても、年度当初に辞められた方がおられまして、それが見つかるまでに何か月か費用を要した関係での日数減となっております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 保育所のところの補助金の話ですけど、これは全ての保育所が対策をする必要があるのか、それとも手を挙げたところに補助金を出す形なのか、ちょっと教えてください。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（高木 昭典君） はい。現時点では、手を挙げたところに補助する金額ということになっております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。先ほどのふるさと納税の委託料のところなんですけど、ちょっと分かりづかったんですけど、この2億80万円ですよね。の分のこれ自体は、要は、僕はちょっと考えとったのは、これ配送料が何かに使われるのかなと思ったんですが、純粋なもう委託料39パーセントの部分になるんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。ふるさと納税事業委託料につきましては、委託料の分で配送料というのは、その委託料の中に一緒になっておりますところです。先ほど申しましたように、9月までは54パーセントという形の委託料となっております。

その後につきましては、39パーセントという委託料となっておりますので、その辺りで委託料が落ちた関係、それと前年度からのものにつきましても、54パーセントという委託料の率になっておりますので、その辺りがちょっと複雑に絡んでおる関係で、結果としてうちが今想定の中で見込ませていただいている額が、この2億円という計上となっておりますという形でございます。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今までも補正予算とか出るじゃないですか、出て言ったら39パーセントの委託料を計上した部分もありましたよね、多分。なかったんですかね。今回2億円の委託料の補正だけを出されて、現実的に39パーセントに収まっているんでしょうか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。10月の時に、補正予算を計上させていただきました。その時に39パーセントの委託料という考え方の中での計上もございました。その中で、これまでも前年度から追い送られてきておる数字と、次年度以降に追い送る数字という中で、54パーセン

ト、39パーセントという委託料の率で寄附金相当額で計算しておる部分と、前年度以前から当該年度に送られてきている部分と、今年度から次年度以降に送る分というようなところの中で、それぞれ切り分けて、このぐらゐの数字、先ほど少し申しました前年度から送られてきておる数字が4億円というようなのが固まってきておりますので、その中で次年度に送る分というようなところの部分で、その部分はもうほぼほぼ39パーセントの委託料という形になります。その差で足りなくなると見込まれるところが、今回計上させていただいている2億円という形になっております。図示も何もしていない口頭だけの説明なので、非常に分かりにくくて申し訳ないんですが、実情はそういう形となっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 10月の1日で変わったので、そこら辺の計算がなかなか難しいところはあると思うんですが、今までの予算計上としては54ですか。というような形で、委託料を計上していましたよね。

それから、10月1日以降に補正予算が出て、その時に、一応39パーセントで計上されたんですよね。今回、また2億円を計上したっていうのは、ちょっとよく分からないんですよ。

私が思っていたのは、要はふるさと定期便とかありますよね。毎月送るんですかね。それは、多分僕の記憶では送られて、そして支払いをされてって聞いたんですけど、協会のほうに。だから、その分がこれなのかなというふうに思っていたんですが、違うんですかね。

ちょっとものすごくなんか僕は理解できない、課長の答えじゃ。じゃないんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 今の北崎委員のお話の中からすると、今回2億円を計上しておりますのは、前年度から送られてきております約4億円のお金、今年度に次年度に送る分が今回9月に大きなもの、大きな寄附をいただいておりますので、ほぼほぼ定期便であったりっていうような形になりますので、次年度に送る分が非常に額が小さくなりますので、その差額部分という形で10月の時にも、ある程度加味をしておったんですけども、その分の発送が今年度中にもっと想定よりもできそうな形となりましたので、その差額分で足りない経費が2億円ほどになるという想定の中で計上させてもらったという形となります。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） ちょっとあんまり分かってないんですけどね。要は、言ったら2億80万円ぐらい計上しているけども、一応、これは端がついているから、ぴったりの金額みたいな感じがするんですけどね。でも、そうじゃないですか。大体、別にいくら分からんで増減があつてということであれば2億円でいいと思うんですけど、2億88万5,000円ですか、ついているのでピタシの数字のような気がしたんですね。これが39パーセントの中に、収ま

っているんですかね。要は、次年度、要は前年度の分も今年度払って、送料を払って、それが次年度の大体、委託料というような算定ですよ。全体を出すとすれば、来年度もそういうふうな形になってくるんですよ、大体。だから、これ39パーセントというところに、もう集約されるっちゃうか、収まるようになるんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。10月以降に対応します分につきましては、基本的にもう39パーセントという形でやるということとなっております。一部、ポータルサイトの関係で、前の54パーセントのままの形でいかせていただく部分もごくごく僅かではあるんですけども、基本的に委託料は39パーセント、10月以降に寄附を頂いた分については、39パーセントでやるという形なので、当然その中に収まるというふうに思っておるところです。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） もう、他で聞こうかと思ったけどせっかく出たのでお尋ねします。

ふるさと納税、細かな数字は別にしてですね、新宮町のふるさと納税の実績について、これまでこれからという意味でお尋ねをしたいと思うんですが、まず1つは、今ここ最近のふるさと納税に関する行政の説明では、制度改革によって前年割れ、寄附金総額がね、前年度を下回るんじゃないかという予測をされていました。

これまで、新宮町のふるさと納税、着実に増えていったと。これが、ここの去年の10月の時点で制度改革になったことによって、減額をするんじゃないかと、減少するんじゃないかという予測なんです、今まで要するに10月を境にして以前、一般的な国民の皆さん、全国の皆さんから見たら新宮町のふるさと寄附金というのお得感があったと。

でも、10月1日を境にお得感がなくなってきた、もしくは魅力が見えなくなってきた、だから減るということに多分なるんだろうと思います。ほぼ100パーセントの方が返礼品を要望されとるわけですからね。

それを考えるとね、10月を境にして以前は、何がお得やったんかと。今度10月以降、国の制度に合わせたら、何がお得感がなくなったんかって。

結果的には、以前、要するに国のルールを曲解って言葉悪いかもしれませんが、いろんな意味で利活用して、そういうお得感を出してたんじゃないかと。僕も前から言ってたように、新宮町のやり方問題ないんですかって繰り返し、僕、言ったと思うんですが、これがここにきて厳正に対処したら減ったと。

実際に日本全国のレベルでいくとですよ、ふるさと納税で寄附金額って毎年毎年増えているんですよ。市場規模って言っていいかどうか分かりませんが、規模拡大している中で新宮町は減

少しおるという状況を鑑みるとね、何が過去にあった、今現在どういう状況になったのか。これを冷静に分析しないと、僕、これからのやり方っていうのは、問題が私はあると思うんですよね。

ですから、今までの部分で、どこにどういう問題があって、内部、もちろん問題があるという言い方もおかしいかもしれませんが、どこに課題があって、これからどういうふうに対処せないかんかって、基本方針を明確に考えていかないと、僕は大きな問題になるんじゃないかなという気がするんですよね。

ですから、限りなく減っていくという状況が起こらないようにするためにも、私はその検証を絶対すべきだろうというふうに思います。その辺をどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

これは、総務課長が答えられる範疇を超えれば、町長よろしくどうぞ。

それから、これが1つですね。それから、もう1点は、これは私ども議員、それから町長も含めてなんですが、36、37ページ。選挙費用の公費負担について、お尋ねをしたいというふうに思います。ここで、補正額がそれぞれ減額補正で174万3,000円と764万3,000円が減額されとるわけですが、このうち、要するに公費負担で予定されてた分の減額、どれぐらいになるのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） お答えいたします。

まず、最初のふるさと納税の分についてでございます。横大路議員ご指摘のように、町のやり方は大丈夫なのかという指摘をされていたということですが、その当時は、町としては特段、違法性があるような内容の行いをやっていたわけではないと私は思っております。

これまでグレーだった部分、国の告示等によっても曖昧なというか、そういった表現のところはちょっと甘めには見てたんだと思いますけれども、去年の10月の改正告示によりまして、そこが厳密に黑白はっきり告示で示されたので、そこはきちんとそれにのっとった形で、町としてはやっているというふうに感じております。

確かに、前年同期と比べまして減っております。それは、1つはほとんど結構、全国の市町村で、いわゆる返礼品の単価を上げるという行動に出て、新宮町と同様にですね、上げてらっしゃる市町村も多いかと思いますが、中には単価は扱っていないところもあるということでございます。それはなぜかという、きちんとは詳細には調べておりませんが、表面上見るに当たって、新宮町は全国でもトップ20、全国で22、3位の納税額を集めておりますけれども、その中で1件当たりの寄附額を調べてみると、新宮町は少ないんですよね、1件当たりの寄附額が。

数で稼いでいるということは、1件当たりに対する返礼品の送付料に占める割合が非常に大きいということになります。ですので、54パーセントなにがしを39に下げるということは、送付料金、送付費用を非常に多く、その割合的には占めておるので、そこがきつい。ですから、返礼品そのものをちょっと扱わなければならないような状態になっていると思います。

ですので、まだきちんと調査して、解析して、結論を出しているわけではございませんけれども、今後は少ない1件当たり単価を上げる努力をおもてなしなり、町内の業者さんと話して、魅力ある製品をつくっていくのが1つは1番肝心なのかなと思っております。

それと、ポータルサイト使用料もその39パーセント、39じゃないか、39とは別に町のほうでの負担になりますので、50パーセント以内の中に10パーセント前後、占めております。先ほど総務課長がちらっと申しましたけれども、おおよそ39パーセントの中に入っていると申しておりますけれども、町のホームページから、新宮町のホームページからふるさと納税のサイトにいっていただくと、ポータルサイトがかからないので、その分は昨年の10月以前の価格で返礼品を準備しております。ですので、そこにこれからどれだけ全国のふるさと納税をしようと思っらっしゃる方を誘導できるかということも大きく関わってくると思っておりますので、そちらのほうのPRを担当課のほうには、担当者のほうには申し伝えて、研究をせれということで、今そういった努力を続けているところでございます。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。2番目の選挙公営のほうの話でございます。

今回、町長町議会議員選挙で1,211万4,000円の減額をしておりますけれども、そのうち、選挙公営と今回横大路議員がお尋ねになった部分については、18節のところの町長選挙費用負担金と町議会議員選挙費用負担金、この938万6,000円の減額、こちらのほうが横大路議員が言われるところの選挙公営の分の減額ということで押さえております。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） 私がお尋ねしとるのはすみません、まず、ふるさと納税に係る質問についてなんですが、要するに、そこが今、町長お答えになったその部分がやはり担当者及び委託先のおもてなし協会のやはり能力として発揮できる部分だろうというふうに思います。それを積み重ねることによって、それがノウハウとなって蓄積されていくし、また多くの寄附金を集めるための手段の開発にもつながっていくんだろーと思います。そこはぜひ調査研究をしながら、結果として寄附金を増やすということに終始するのではなくて、いかに確実にステップアップしながら進めていくかという取組、姿勢をぜひ指導性を発揮していただきたいというふうに、これ申し添えて終わります。

今度、選挙の公営についてなんですが、要するに、この制度自体がなぜつくられたのか。要す

るに、多くの方々が立候補のための手を挙げやすくするというのがひとつの、要するに、経済的な理由で立候補できないという方なるべく減らそうじゃないかというのが、特に国政からスタートした制度ですから、ただ地方議会にも同じようなことが言えるんじゃないかということで、制度設計されたわけですが、結果的に、これだけ利用されていない。特に、今回、町長も我々もそうだったんですが、実際にいざ請求しようとしたら、ほとんど使い勝手がないんですよ。制度自体が使いにくい制度になっということを私は申し上げたい。国の制度をそのまま地方に持ってきたんじゃないかなというような感じがするような制度で、いざ請求しようと思ったら、実績が使えないという制度に、私はなっていたような気がするんですよ。ですから、この制度自体は条例で定めているわけですから、結局、その国の制度そのまま持ってくるのではなくて、あくまでも現実に即した制度設計をやり直すべきじゃないかなと。

利用しやすい、候補者の方々が全員がなるべく立候補しやすいような環境整備のために、制度設計をもう1回ゼロからやり直すべきじゃないかなという気がするんですが、そういう研究をする話っていうのは、選挙管理委員会も関わることでしょけど、そういうお考え自体はないですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。この点に関しましては申し訳ないんですが、国、公職選挙法とその施行令という形で決められております制度であったり、単価であったりっていうようなところを限度として、それに基づいて条例を制定してやれるようにできるという形の条例づくりとなっていますので、制度自体を根本的に町のやり方でやっていくということができない部分というふうに、私どものほうでは理解しておるところでございます。以上です。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） そうなんですかね。例えば、僕ね、申し訳ないけど細かく覚えてないんであれなんですが、要するに例えば、車両の運行助成に対する、ちょっとすみませんね、名称が分からないので、要するに、今現在の制度の中で出せる経費、公費で負担できる経費、単価であるとか内容であるとか、これは国の法令で決まってるんですか。そうなん。すみません、発言を訂正します。じゃあ、それをどうにかできないのか研究してください。よろしくお願いします。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。せっかく法律で認められておって、条例で皆さんにお使い頂くという趣旨で条例をつくらせていただいておりますので、その分が法律的にちょっとどうなんだろうかと、使いにくい制度だよというようなお声が上がっているというところで、国に届けるなり何なり、糟屋地区内の分でもいろいろ話をしながら、よりよい制度に改正していけるような

形で検討、要望等、研究していきたいと思っております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。すみません、41ページなんですけど、内容はですね、地域介護予防活動助成金についてちょっとお伺いします。

もともと予算は当初は696万円ということで組まれてまして、今回371万5,000円というマイナスになっているんですね。当初予算比の46.6という数字なんですけど、これ団体数というのは、一昨年から4年度か、4団体というふうに聞いていたんですけど、これは今現在、何団体かということが1つとですね。あと、高齢者の方はやっぱり一昨年までコロナという影響がありましたので、団体の活動を控えているというのが大半だったと思うんですけども、去年かな聞いた時に、何か元気ライフ教室かなんかで水中のエクササイズを行うので、補正予算を組んだということがあったと思うんですけども、その時にコロナ禍が一時回復しているので、利用客が増えた、増えつつあるという説明があったと思うんですね。いろんな制約があると思うんですけど、予算の当初組んだ予算の半分しかいかないと。何に問題があるのか分かりませんが、もっと利用者が利用しやすいような条件とか環境にするとか、あるいは、これは包括支援センターがやっているんですね。ですから、あそこの社会福祉協議会のそういう担当のところに、もっと積極的にこういう活動ができるような感じで働きかけをしたらどうだというふうに思いますので、その辺の見解をよろしく願いいたします。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。お答えいたします。まず、地域介護予防活動助成金のご利用になっていらっしゃる団体数ですけれども、現在のところ13団体あります。1つ新しいところが入って、1つ抜けられたということで、数については変わっていません。ちょっと4団体というのが、何の分だったのかがちょっと私もちょっと把握できていないんですが、地域介護予防活動助成金につきましては、これは介護保険の制度の中の一部になりまして、どうしてもこれが交付金を活用した事業として、交付金を使える条件に当てはめようとすると、週1回の活動がどうしても必要になります。これは、地域の皆様方が週1回ずつ居場所を地域の中でつくっていくということに対する助成ですので、地域の皆様方にとっての負担もお金の助成とか、先生の派遣とか、町としてはできるんですけれども、やっぱりそこで会場を押さえたりとか、声をかけて人を集めたりとかいうのは大変な労力であろうというふうには思っております。ですので、町のほうとしましては、いろんなご相談をいただいておりますので、例えば2団体さんが集まって、月2回のもう1つの団体のように一緒に手を取り合ってやって、お互いに交流しながらやるのかはどうですかとかいうような提案はさせていただいておりますが、この条件を緩めると交付金の対象になりませんので、完全に町の持ち出しになってしまいますので、条件の変更は今のところ

難しいのかなというふうに考えております。たくさんの方に使っていただけるように、相談の窓口としてはしっかりご用意して、いろんなご相談には乗っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） なければ、質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第17号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第17号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第18号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第18号議案令和6年度新宮町渡船事業特別会計予算についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第27、第26号議案までの9件は、令和6年度予算でございますので、この9件は一括上程し議題といたします。

それでは、18号議案から第26号議案までの議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第18号議案から第26号議案まで、令和6年度新宮町当初予算につきまして説明いたします。

各会計の本年度予算額及び対前年度比につきましては、配布しております一覧表のとおりでございます。

それでは、特別会計4会計、公営企業会計4会計及び一般会計の概要を説明いたします。

令和6年度特別会計4会計の合計予算額は、33億3,733万2,000円で、対前年度比1億6,689万9,000円の増額、率にして5.3パーセントの増となりました。

増減の主なものについて、概略、説明いたします。第18号議案の渡船事業特別会計につきましては、5年に一度の定期検査の年度に当たるため、修繕料及び代船傭船料が増え、前年度と比較して53.9パーセントと予算総額で大きな増額となっております。

第19号議案、国民健康保険特別会計は、一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の増により、前年度と比較して1.5パーセント増額となっております。

第20号議案、後期高齢者医療特別会計は、後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金が増えたため、10.5パーセント増額となっております。

第21号議案、相島診療所事業特別会計は、地域おこし協力隊の制度を活用した看護師の確保や超音波診断装置等の更新の費用が増えたため、前年度と比較して22.1パーセント増額とな

っております。

次に、公営企業会計につきまして、概略、説明いたします。

第２２号議案、水道事業会計は、新宮・下府地区配水管布設替工事や原上地区の下水道管渠築造に伴う配水管布設工事等により事業費が増加したため、前年度と比較して４．９パーセント増額となっております。

第２３号議案、公共下水道事業会計は、新宮中央浄化センターにおいて、令和６年度からの３か年で計画しております汚泥処理施設増設工事や膜交換工事等の予算を計上したことにより、前年度と比較して１３．１パーセント増額となっております。

第２４号議案、簡易水道事業会計は、令和５年度をもって、簡易水道事業特別会計を閉鎖し、公営企業法を適用した会計を令和６年度から開始いたします。このことにより、非現金予算の計上などがありますが、令和４年度から２か年で実施しました浄水場の機械電気設備更新工事が終了したことなどにより、前年度と比較して２９．１パーセント減額となっております。

第２５号議案、相島漁業集落環境整備事業会計においても、令和５年度をもって相島漁業集落環境整備事業特別会計を閉鎖し、公営企業法を適用した会計を令和６年度から開始いたします。このことにより、非現金予算の計上などがあり、前年度と比較して３４．６パーセントと大きく増額しています。

続きまして、第２６号議案、一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額は、１５２億４,３９２万６,０００円、前年度と比較しまして、１３億６,８２０万５,０００円の増額、率にして９．９パーセントの増となっております。

増額の主な要因について説明いたします。２款総務費、定額減税補足給付金給付事業に係る経費の計上によるもの、３款民生費、障害者福祉費や児童福祉総務費の扶助費の増によるもの、８款土木費、三代・下府土地区画整理事業関連の事業費の計上によるもの、１３款諸支出金、ふるさと納税事業の制度の見直しに伴うふるさと応援基金積立金の増によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） お諮りします。

第１８号議案から第２６号議案までの９件については、議長を除く議員１１名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審議することに決定いたしました。

暫時休憩します。なお、休憩中に予算特別委員会の正副委員長の選出をお願いいたします。

午後1時54分休憩

午後2時00分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。休憩中に正副委員長を選出していた
だきました結果、委員長には、安武久美子議員、副委員長には、江口正明議員ということに決ま
りましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては、3月7日、11日、12日の3日間、予算特別委員会にて審
議をお願いしますとともに、本議会最終日に審議結果の報告をお願いいたします。

日程第28. 第27号議案

○議長（松井 和行君） 日程第28、第27号議案、町道路線の認定についてを議題といたしま
す。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第27号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

今回認定する路線は、路線番号663から671の9路線で、それぞれの路線名、起点、終点、
道路の種別は記載しているとおりでございます。

理由といたしまして、道路法第8条第1項の規定に基づき、町道路線を認定するに当たり、道
路法第8条第2項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

路線番号663から669の7路線は、下府土地地区画整理事業地内、670、671の2路線
は、三代土地地区画整理事業地内で整備される道路で、それぞれ補助事業を受けるため、また無電
柱化事業の着手に伴い、電線等の地下埋設構造物の設置が進むことから、整備完了前ではありま
すが、新規路線として認定するものです。

なお、参考資料といたしまして、1ページに下府土地地区画整理事業地内の7路線、2ページに
三代土地地区画整理事業地内の2路線の路線図を添付いたしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第27号議案は総務建設常任委員会に付託したい
と思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第27号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。
西委員長、よろしくお願いします。

日程第 29. 第 28 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 29、第 28 号議案、町道路線の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第 28 号議案、町道路線の変更について、ご説明いたします。

今回変更する路線は、路線番号 246 と 250 の 2 路線で、それぞれの路線名、新旧の起点、終点及び道路の種別は記載しているとおりでございます。

理由といたしまして、道路法第十条第 2 項の規定に基づき、町道路線を変更するに当たり、道路法第 10 条第 3 項の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

路線番号 246、250 の 2 路線は、下府土地地区画整理事業に伴い、既存路線の道路形状が変更されることにより、起点、終点の変更を行う必要が生じたため路線の変更を行うものです。

なお、参考資料として 1 ページに変更路線図を添付しております。黒の破線で示している線形が変更前、緑の実線で示している線形が変更後の路線となっておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ここで質疑を打ち切り、第 28 号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「意義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 異議がないので、第 28 号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。西委員長、よろしくお願いいたします。

日程第 30. 第 29 号議案

○議長（松井 和行君） 日程第 30、第 29 号議案、権利の放棄についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第 29 号議案、権利の放棄について、ご説明をさせていただきます。

理由といたしまして、住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について、権利を放棄するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、別紙にまとめさせていただいております。

1 ページをお願いいたします。1、権利放棄の内容は、昭和 58 年 3 月 31 日付けで債務者に対して、町が貸し付けた住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権について、権

利を放棄するものでございます。２、債務者につきましてはＡとさせていただきます。３、権利放棄する金額は、住宅新築資金貸付金４０１万２,６３８円、宅地取得資金貸付金４８０万６,８１６円。４、権利放棄の理由は、令和４年１２月５日に債務者Ａが死亡し、全相続人が相続を放棄していること。また、保証人は死亡していることから、債権回収不能であるため、債権を放棄するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第２９号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者１１名、挙手しない者０名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第２９号議案は原案のとおり可決されました。

日程第３１．第３０号議案

○議長（松井 和行君） 日程第３１、第３０号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（井上 美和君） 第３０号議案、相島辺地に係る総合整備計画の変更につきまして説明いたします。

理由としまして、相島における公共施設を総合的に整備するため、令和３年度から７年度までの５年間の辺地総合計画を策定しましたが、その一部を変更する必要性が生じ、福岡県知事との協議が整ったため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項の規定において準用する同条第１項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、参考資料で説明させていただきます。６ページをお開きください。辺地総合計画の内容変更を５点挙げております。

１点目及び２点目としましては、基準日を令和５年１１月末現在に変更することに伴い、辺地人口を基準日時点の２２３人に変更しております。

３点目は、２、公共施設の整備を必要とする事情、（１）相島の概況につきまして、高齢化率を令和５年１１月末時点の５６．１パーセントに変更しております。

４点目は、２、公共施設の整備を必要とする事情、（２）施設の現状と課題につきまして、ウ、相島簡易水道施設更新事業の内容を第２貯水池のシート張替え工事が完了した旨の記述に変更し、エ、相島小学校給食設備更新事業の給食設備の経過年数を更新しております。また、新たにケ、

相島漁業集落環境整備事業につきまして、記載のとおり追加するものです。

次のページをお願いします。5点目は、3、公共的施設の整備計画につきまして、相島診療所医療機器整備事業の事業費を変更し、新たに相島漁業集落環境整備事業を加えております。

相島診療所医療機器整備事業につきましては、機器のサポートの対応の終了や老朽化に伴い、更新する必要があるため、事業費を840万円増額の1,940万円とし、一般財源の970万円に辺地債を充てるもの。

相島漁業集落環境整備事業につきましては、相島浄化センターの監視装置と通信装置の更新を図るもので、事業費を340万円、このうち170万円に辺地債を充てる計画とするものです。

なお、8ページに福岡県知事との協議が調ったことの資料を添付しておりますので、ご参照をお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第30号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第30号議案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 第31号議案

○議長（松井 和行君） 日程第32、第31号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第31号議案をお願いします。

第31号議案、新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、本町が両筑衛生施設組合に委託しているし尿終末処理事務の委託期間を延長することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いいたします。新宮町と両筑衛生施設組合との間におけるし尿終末処理事業の事務の委託に関する規約の一部を次のように改正するものでございます。附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、委託期間を1年間延長するものでございます。

附則といたしまして、この規約は協議成立の日から施行するものでございます。なお、次のペ

ージ、2 ページに参考資料として新旧対照表をつけております。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第31号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第31号議案は原案のとおり可決されました。

日程第33. 報告第1号

○議長（松井 和行君） 日程第33、報告第1号、令和6年度新宮町土地開発公社事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第1号、令和6年度新宮町土地開発公社事業報告計画について。地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度新宮町土地開発公社事業計画を議会に報告するものでございます。

1ページをご覧ください。令和6年度新宮町土地開発公社事業計画につきましては、町事業関連用地取得事業といたしまして、事業費5,552万7,000円。

内容といたしましては、都市整備課からの依頼に基づく町道上府～三代線道路整備事業用地と夜臼4丁目公園整備事業用地2件の取得及び教育委員会からの依頼に基づく横大路家住宅周辺整備事業用地1件の取得、合計3件の取得となっております。夜臼4丁目公園整備事業用地事業は、令和5年度にも事業計画として計上しておりましたが、土地所有者との交渉の遅れなどから、5年度中の用地取得に至りませんでした。

よって、改めて令和6年度に事業計画として計上するものでございます。県事業関連用地取得事業につきましては、令和6年度の事業実施予定はございません。以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第34. 報告第2号

○議長（松井 和行君） 日程第34、報告第2号、令和6年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。教育長。

○教育長（小川 隆弘君） 令和6年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算について、お手元の資料をもとにご報告いたします。

それでは、事業計画について、事業計画書の2ページから4ページをお願いいたします。

実施する事業につきましては、芸術文化の普及及び振興、いわゆる鑑賞型の事業、地域住民の芸術文化活動の活性化促進、学習活動の機会提供、広報活動の4事業を分野を核として取組を行ってまいります。

芸術文化の普及振興事業では、コンサートや落語家を招いた独演会など、多様な世代の方々に心から楽しんでいただけるような事業の実施を予定しています。そのほか、伝統文化や若年世代への文化振興を図る事業としても取り組んでまいります。

さらに、参加育成型の事業として取り組んでおります住民参加型ミュージカルについては、次年度も実施を予定しており、上演となる令和7年は新宮町の合併70周年記念の年を迎えることから、地域の皆様にとってより意義深い形のものをつくり上げることができると考えております。

ふるさとやまちづくり、地域コミュニティをテーマとしたオリジナルミュージカルの創作、上演に地域と連携して挑戦し、郷土愛や文化芸術への理解を高め、文化芸術を通じた人づくり、まちづくりへの貢献を図ってまいりたいと考えております。

なお、住民参加型ミュージカルにおいては、一般財団法人自治総合センターの助成金を申請中でございます。

また、学習活動の機会提供事業としましては、令和5年度から実施を開始しています企画、舞台芸術体験プログラムを引き続き予定しております。これは、様々な舞台公演、伝統芸能、郷土芸能を鑑賞した上で、実際に体験することもできるワークショップつき公演プログラムとなっております。

令和6年度は、影絵師であり音楽家である川村亘平斎氏による影絵と音楽のコンサートの講演後に、舞台上にて影絵のワークショップを開催する予定でございます。

続いて、収支予算については、収支予算計画書6ページをお願いします。財団としての総収入は5,028万7,500円、総支出は4,981万5,500円です。収支差額の47万2,000円につきましては、財政調整積立金として活用させていただきます。

以上、令和6年度公益財団法人新宮町文化振興財団事業計画及び収支予算のご報告とさせていただきます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第35. 報告第3号

○議長（松井 和行君） 日程第35、報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第3号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明をいたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから4ページまで、それぞれの契約ごとの明細を記載させていただいております。

令和5年11月1日から令和6年1月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で7件、特別会計はございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で5件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で15件、特別会計で3件、水道事業会計、公共下水道事業会計はありませんでした。

参考資料として、入札結果表を別で添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第36. 報告第4号

○議長（松井 和行君） 日程第36、報告第4号、令和5年度定期監査の結果についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。定期監査の結果についてというところですね。監査意見の意見として2番目、随意契約については、競争性、透明性を確保する観点から予定価格の事前公表を検討されたいということがありますが、こういうふうな意見をされるに至った経緯とかがあればお願いします。

○議長（松井 和行君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。それでは、ご説明いたします。

経緯といたしますか、この意見を書いた主な理由は、役場で契約されている総件数が、数千件あると思います。そのうち、一般競争入札が100数、110件、20件。そのほか大多数が随意契約で契約されております。その随意契約の中で、ほとんどが事業化を除いて、ほかの各課では

設計金額、予定価格、契約金額がイコールでございます。昔からずっといろいろ書類を見ましたら、競争性がこれは確保されてないんじゃないか。やっぱり1番最初に見積りを出したところがほとんど契約しているような状況でありますので、やっぱりそこは競争性を確保して、透明性を確保するためには、予定価格、そして予定価格以下で皆さん、見積り書を出されると思うんですよ。それで、このような意見、そしたらやっぱり予算も少しくし、やっぱりそこで透明性が確保されるんじゃないかということで、今、この意見を出させてもらっております。以上です。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。監査委員おっしゃるとおりであるとは思いますが、なかなかやっぱり事務作業っちゃうのは大変になるのかなという感じはするんですが、予定価格を公表すれば、今度はやっぱり最低制限価格とかいうのも設けないといけないというふうな形になると思うんですが、そこまで突っ込んだやりというのはなかったんですかね。

○議長（松井 和行君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） はい。まず、最低制限価格というのは多分、随契の案件には出てこないと思います。それで、事務量といいますのは、もう今でも予定価格を立てないといけないというふうになっておりますので、予定価格調書をつくらなくていいっていう金額もありますけど、それはもう予定価格は絶対必要ですので、事務量としてはそんなに変わらないと思っております。それで、職員の負担にはならないというふうに考えております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第37. 報告第5号

○議長（松井 和行君） 日程第37、報告第5号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。以上で、報告を終わります。

○議長（松井 和行君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもって、本日の日程を終了し散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時29分散会
